

都市・環境常任委員会
決算常任委員会都市・環境分科会

(平成24年9月14日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。定刻になりましたので、都市・環境常任委員会並びに予算・決算分科会、本日も、3日目ということですが、再開をさせていただきます。

本日は、環境部の所管する分野に入っまいります。私の勝手な予定では、本日終了いたしまして、理事者の皆様方には三連休を楽しんでいただきたいというふうに思っておりますけれども、どうなるかわかりませんので、よろしく願いいたします。

本日は、杉浦委員、欠席の連絡をいただいております。

では、進めてまいります。まず、環境部部長、一言ご挨拶をお願いいたします。

田中環境部長

おはようございます。しんがりを務めます環境部でございます。今回もいろいろな案件でご審査をいただきます。とりわけ、契約案件、これは新総合ごみ処理施設の関係でございますが、ちょっと資料が分厚くて恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

諸岡 覚委員長

では、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費を議題といたします。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

諸岡 覚委員長

まずは説明を求めますが、説明につきましては、前回の議案聴取会にてそれを受けておりますので、本日はそれ以外の部分で補足説明もしくは追加資料等がございましたら、そ

の説明のみにとどめていただきますようお願い申し上げます。

田中環境部長

特に追加資料等はありませんので、ご質疑いただければと思います。

諸岡 覚委員長

はい、結構です。部長からお話がありましたように、前回からの補足の説明はございませんので、質疑に移ってまいります。質疑に入ります。委員の皆様方、ご意見、ご質問ございます方は挙手の上、ご発言ください。

伊藤修一委員

ずっと各部で不用額の話聞いてきておるんやが、シリーズ物で申しわけないけれども、この今回の300万円以上の不用額、環境部、大分額の大きいやつもあるし、それぞれに理由はあると思うんやけども、全く手をつけなくても流してしまった不用額もあるし、まあそれぞれ不用額も結局年度末までもって行ってしまうと、こういう形であらわれてくるんやけども、そういう部分では年度途中で補正でもかけて減額するなりなんなり、ほかに生きた予算として執行するような考え方とか、そういうことはなかったのかどうか、ちょっと総体的に、総論的に伺いたいなと思うんやけど。

諸岡 覚委員長

どなたかお答えいただけますか。不用額全般について。

市川次長兼環境保全課長

それでは、環境保全課の部分につきましてご説明させていただきます。今回不用額として提出させていただきました資料の方、決算常任委員会資料の2ページでございますが、私ども公害健康被害補償費の方で、いわゆる公害患者への給付金でございます。まず一つ目が公害健康被害補償給付事業、それともう二つ目が特別救済補償給付事業ということで、この二つ分かれておりますのは、特別救済というのは、裁判の関係ですね、それで原告ないしは自主交渉患者の方でございます、どちらも同じような中身でございます。基本的に、これだけの額が余ったというのは、公害患者さんが亡くなって、その分、例えば障害

補償費の辺とか、通院等にかかる治療費等が減額したことによって減ったということでございます。

それからもう一つの方の特別救済の方でございますが、これは亡くなった場合の遺族補償費というのも考えてございますが、特別救済、自主交渉患者の方が亡くなったのは1件でございます。見込みより、ちょっとこの辺で見込みというのも不謹慎でございますが、亡くなった方が少なかったもので、そのための遺族補償費というのでしょうか、それが少なかったために余ったということです。これも、ただ、年度の途中で補正するというのも、患者さんの動向もありますので、最後まで見ておったということで、こういった残が出たということでございます。

環境保全課の方は以上でございます。

須藤次長兼生活環境課長

生活環境課長の須藤でございます。

生活環境課分につきまして続けてご説明申し上げます。同じく決算常任委員会資料の2ページでございますが、保健衛生費で火葬場墓地費の中で、北大谷斎場の管理運営費でございますが、修繕等が見込みを下回ったということの部分と、管理委託料、年度当初に契約する分、これが入札によって予定額を下回ったということで不用額が出ております。規模的には少し大きな規模でございますが、本来でしたらその不用部分、年度途中で確実に不用と見込まれる分については補正をすべきであったなということで、その点については反省してございます。

それからあと、斎場の管理運営費として執行しなかった経費がその下に500万円ほどございます。これにつきましては、北大谷斎場以外の斎場について、その修繕とか、あるいは関係の経費がありますが、これについては予定が出てこなかったということで、そのまま不用とさせていただいてございます。

あと、し尿関係では処理量の減少で予算額に不用分が出てきておるということ、それから清掃工場の管理運営費につきましても、燃料費が削減できたとか、施設修繕の量が減った、あるいは灰の処理費、これについて下回ったということで、不用額が出てございますが、これらにつきましては、やはり年度内でどのような状況になってくるかわからないということで、減額補正ということに至らなかったということでございます。

生活環境課分は以上でございます。

益川新ごみ処理施設整備課長

新ごみ処理施設整備課長の益川でございます。よろしくお願いいたします。

新ごみ分につきましては、用地買収に係ります立木等の補償金が見込みを下回ったということでございます。地権者さんとの交渉の中で一部調査がおくれたという原因がございます。金額につきましては表のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

伊藤修一委員

大体説明をお伺いして、それぞれ理由があるということですが、額が大きいところについては、やはり何らかの考え方をいうのをきちっと持っておくことも必要かなという感じもしましたので、そういうところはまた今後何らかの考え方だけきちっと部として持っていてもらえればいいかなと思いますので、この不用額についてはこの程度で。

それとあと、環境の部分で、資料にもちょうど次の3ページのところに大気汚染の測定結果というのが書いてあって、それで、ペケ、ペケ、ペケというのは光化学オキシダントという。どうなの、四日市のこれは観測はされてみえるんだけれども、大気汚染は改善されていくような手だてというのを打ってみえるんやろか。常にこのペケ、ペケは結構なんだけれども、それが本来なら丸に近くなってもらいたいんだけれども、どんな手だてを打ってみえるんだらうかなと思っておるんですね。主要施策実績報告書で103ページのところを見ると、環境基準の達成率が目標の94.7%以上ということだけれども、平成23年度は78.9%と昨年度よりも大きくダウンしておるし、経年的に見ても、四日市のこういう大気汚染とかそういうふうな手だてというのかな、支援、どんなふうにこれは現状を把握されてやられてみえたのか、ちょっとお伺いしたいなと思うんですが。

市川次長兼環境保全課長

まず、光化学オキシダントについてでございますが、これは工場等から直接排出されるものではなくて、例えば窒素酸化物とか、その辺から変化するものということで、全国的に見ても、昨年度、平成23年度におきましては日本全国で千何カ所たしか測定しておると思うんですが、全ての地点で達成できなかったというのが現状でございます。

それから、これの対応でございますが、私ども、工場等については、権限としては水だ

けなんです、立ち入りしてその辺ちょっと大気の方もあわせて見せていただく場合もございますし、それから事業場について生産ごとを行っていない会社については、適宜立ち入りをして適切な燃料等を使われておるか、また排ガス濃度についても測定をさせていただいております。

それから私どもの主要施策の方の103ページで、78.9%と下がった原因でございますが、同じく私どもの委員会資料の3ページの方で浮遊粒子状物質というのが3カ所、南と楠、それから北消防署でバツがついております。この原因というのは、昨年度5月の初めに黄砂の関係で基準を超えたというのが原因でございます、ここが3カ所超えたというのが、先ほどの103ページの方の指標で目標が下がったというのがその一つの原因でございます。簡単に以上でございます。

伊藤修一委員

黄砂と言われるとそうかなと思って、それは仕方がないけれども、主要施策の103ページのところにも、いわゆる立入調査の部分やわね。その立入調査の部分にどれだけ、いわゆる権限の範囲もあるんだけれども、有効な立入調査、それで改善、実際にこういう結果やったとか、そういうところまできちっとチェックされてみえるんやろか、一体何社くらいそういう立入調査をされて、それで結果的に改善されたとか、その結果まできちっと把握されてみえるんかな、どうかなという、そこら辺の流れを、平成23年度の経過をちょっと教えてもらえますか。

市川次長兼環境保全課長

大気があれなんです、例えば私どもは大気と水と両方で立ち入り等を行っております。先ほども言いましたように大気については事業場、製造設備を持っていないところですね、そこについては立ち入りをして排ガス等を測定して、超えておった場合は改善するように指導するようにしております。それから水の方については、同じように立ち入りをしており、採水をして、そしてはかるとともに、工場等についても測定の義務がございますので、その結果というのでしょうか、それも見て、きちっと排出基準を守られているかどうかというのを確認しながらやっております。

件数については、ちょっと今すぐ手元にはございませんので、申しわけございませんが、立ち入り状況等についてはそのようにきちっと確認して、基準を超えておるかどうか、超

えておれば指導するというような形で対応いたしております。

伊藤修一委員

一応、環境基準を達成率というのをとってみえて、一応、達成することが目標になっておるので、指導で終わらず、そこに元凶とか原因というのがはっきり特定できておるんやったら、やっぱり何らかのそういう改善をきちっとしてもらえるまで、最後まで見ていかんと、これは絶対上がっていかんと思うんだね。どういうふうな手だてで今後改善していくかという、ただ単に指導というても、ああそうですかで終わっていく場合もあるし、きちっと最後まで一応見届けるといふ、そういう手だてというのも何らか、やっぱり法の範囲ですと難しいところもあるかもわからんけども、市独自でそういう大気汚染に取り組んできたわけだから、逆に今もう全国的に下がっておるといふよりも、さらに何か施策としていい手だてが持てるように、ちょっと研究はしていったほしいなと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

次に、公害の健康被害者の補償費ですが、一番最高は101歳、最低の人が26歳、ちょっと資料に書いてあったんだけど、その101歳の方というのは、すごい何とかそういう病気をもちながらもそうやって健康でやってもらっているのは、そういうふうにいるいろいろな施策で応援もしていただいているんだと思うんだけど、その若い26歳の人の発症というのは何歳のときから発症しておって、何年ぐらい経過しておるか、いわゆるぜんそくとかね。最近そういうふうな新しい新患、新規の発生というのはどんな状況になっておるんやろうかなと思うんやわ。

市川次長兼環境保全課長

ご存じかと思いますが、公害の認定につきましては、昭和63年の2月末をもって指定地域というのがなくなりまして、それ以降は認定はされていないということで、なぜそういうふうに至ったかというのは、四日市公害で問題になった亜硫酸ガスの濃度がもう下がってきて、工場等から出る大気汚染による患者の発生はないであろうということで、地域が改善されたのですが、ただ、法の改正前、昭和63年以前に生まれた方は、26歳という多分それ以前に生まれていた方だと思うんです、ほとんど。そのときにぜんそく症状を持ってみえた方が認定されてきたということでございまして、ただ、本来からいくと大気もかなりきれいになっておって、それでまたただぜんそくであったということですので、

ちょっとそこについては、大気汚染であったのか、もともと、もともとというのは、ぜんそくというのはやっぱり一般的にありますので、それだったかな、ちょっと原因はわかりませんが、ただ、この患者さんについては、保健師が各家庭を回って健康指導したりとか、いろいろな事業はやっております。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってください、その発言それでよろしいですか、適切ですか。原因がわからないと言っているけれども、原因が公害だから認定されているんでしょう。

市川次長兼環境保全課長

済みません、そういうことです。申しわけございません、一応、指定地域の中に住んでみえて、かつということで、大気汚染が原因ということで認定をされたということです。申しわけございません、ちょっと先ほどは。

伊藤修一委員

ありがとうございます。一応、その最年少が26歳ということだから、いつの時点でのあれかということだけど、さかのぼって考えると、本当に赤ちゃんのときになっていくもんでね。その26歳が最年少という、もう本当にそれ以降はもうないというか、そういうふうな法の規定もあるんだから仕方がない。けれども、本当にその四日市のぜんそくとかそういう部分での対象者というのをそういうふうなことで固定していくというか、このまま年齢とともにこうやって認定患者の方々に対する施策というの、やっぱり風化というかしていても大変なことというか、やっぱり後、そういう若年の方もみえる以上は、きちっとそういう対応はしていただきたいなと思いましたので、ちょっとお伺いをさせていただきました。

最後に負担金のお話を少しお伺いしたいんですが、補助金、負担金の資料の中で、朝明衛生組合についてお金を、それはもう組合で決算、議会もやっておりますので、それはもう認定されているので、その負担金の中身のことについてそういう問題ではなくて、平成23年度中に、朝明衛生組合の事務局を四日市は持っているわけだから、そういう部分で、この朝明衛生組合のあり方とか考え方とか、そういうふうなことをどこかで議論してきたかどうか、逆に言えば、行革プランなんかで一応朝明衛生組合についてはいろいろ考え方

を取りまとめていくという流れがあるわけで、その辺については平成23年度どんな様子であったか。今後またそういうふうな考え方があればちょっとお伺いできたらなと思いますので。

須藤次長兼生活環境課長

朝明広域衛生組合、ご存じのように四日市市、菰野町、朝日町、川越町の1市3町で一部事務組合ということで運営をしてございます。そのあり方につきましては、一部事務組合という形態が事務的に負担も大きいという面もございます。それと、朝日町、川越町につきましては処理量が年々減少していているという中で、合理的な運営方法というものについて検討課題となってございます。しかし、平成23年度につきましては、その辺の具体的な将来どういうふうなあり方があるのかということについて、1市3町での議論というのはできていないという状況でございます。

伊藤修一委員

ことし私も朝明広域衛生組合へ行かせてもらって、9月に臨時議会があって、ことしの話やけど、もう開会と同時に15分、30分で議会を閉じて、それでもう解散ということで、午前中、菰野町から川越町からみんな1市3町の首長さんたちが集まってきて、もう本当にわずかな時間で帰って行ってしまうので、そういう部分では、議会の議案とかそういうのも当然あるわけだけれども、経年的にずっと続けてそういう課題があるんやったら、事務局からそういうふうな課題について協議をしてくださいとか、そういうふうな場を持っていかないと、形だけそういう議会だけ成立して、それできょう一日終わりというから、じゃあ30分のために菰野町から川越町からみんな首長が集まってそれで終わり、何も発言もなくて帰っていくという。だから非常に効率的に悪いんじゃないかなと思ったのも、それがどうかということも一回検討して行ってほしいし、平成23年度の組合の議会の決算の中でもちょっと指摘があったんやけど、事務職1名、それで囑託はお休みで病気でおらなんだとか、囑託が一つ欠員が出ておったとか、そんないわゆる人的なスタッフの問題も課題になっておるわけだから、四日市の事務局としても負担金を払うだけじゃなくて、そういう部分での研究、検討もやっぱりして行ってもらって、どう今後いいあり方ができるかというのを常に考えていてもらいたいなと思うんですが、その辺はどうやろう、部長。

田中環境部長

私は事務局長をやっておるわけでございまして、その中で、この8月の議会でもご指摘をいただきました。それで今、次長の方が具体的には検討がなかなかはかどらないという趣旨のことを申し上げましたけれども、一昨年から、例えば三泗伝染病隔離病舎組合、それから北勢公設市場等々が一組を解散というふうな実績もございまして、それから包括外部委託というような観点からも、所長の方は先進地の方に一応視察に行きまして、そういった研究はしております。そんな中で、なかなか具体的な成果が出ないということで、1市3町がします参与会では具体的議論までにはなかなかいかないんですが、申しましたように、8月の議会でも再度ご指摘をいただきましたので、その辺鋭意検討して、何らかの方向といたしますか、その辺を見出したいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

諸岡 党委員長

よろしいですか。他にございますでしょうか。

竹野兼主委員

伊藤修一委員の関連で少し。光化学オキシダント、全部未達成ですけれども、基本的に今、0.06ppmを目指している、それ以上というのは、大体どれぐらいなのかなと。あと、どれぐらい下がるとクリアになるのかなという、その数値をひとつ教えていただきたいのと、7ページの臭気指数の導入の検討についての部分で、内容を少し教えていただきたいということ。それとあと、昨年いろいろと集団回収活動奨励費の補助金の部分で、いろいろな地域によっての差があるという部分で少し見直しの必要があるよと。その後どうなったのかなという部分を教えていただきたい。

それとその下のエコステーション設置促進事業の補助金とありますけれども、今、地域の中にいろいろなところで資源ごみやそういうものをステーションみたいないろいろなところに、普通に一般の方のところに置いてあるけれども、そういうところにも補助金なんというのは、行ってないとは思っているんですけども、その辺のところもあわせてちょっと教えていただけますか。

市川次長兼環境保全課長

まず最初、二つのオキシダントの関係と臭気指数の方でお答えさせていただきます。光化学オキシダントでございますが、一応この基準が達成するのは1時間値が0.06ppmを超えないということでございまして、実質的には夏場については、もう日が出て昼前ぐらいからほとんど超えております。ただ、これがどこからすぐ出てきて、一時というんでしょうか、二酸化硫黄に多いんですね、工場の排ガスから出てきてその一時物質ではなくて、例えば窒素酸化物とか炭化水素から光によって変わるというんでしょうか、これに変わるというものでございまして、例えば車については排ガス規制をしたりとか、工場については二酸化窒素についても規制をしておりますが、なかなかそれがこの改善に、まだまだこのオキシダントの改善に至っていないというのが現状でございます。なかなか難しい問題でございまして、先ほど言いましたように、それがあるのかどうかわかりませんが、日本全国で見ても、例えばこの二酸化硫黄とか二酸化窒素については環境基準を達成しているところがほとんどでございますが、オキシダントについては1カ所も達成できていないというのが現状でございますが、方法としては、その辺の物質、炭化水素とか窒素酸化物等を削減するような施策、例えば車の排ガスをもう少しきれいにするとか、工場からの排ガスを減らすとか、その辺を指導していくというような方向でございます。

それからもう一点、ごめんなさい、臭気指数でございますが、現状、今は臭気については濃度で規制しております。例えばアンモニアは何ppmとか、そのようにしておりますが、それを人がにおいをかいだにおいの強さというんでしょうか、それで規制しようというのがございまして、現在、市内、例えばコンビナートの方とか内陸の方に行って濃度と臭気指数の関係というんでしょうか、どのような関係にあるかというのを数値で現在調査しておる段階でございます。

竹野兼主委員

この地域は公害の関係で、例えば工場の排ガス規制なんかもどこよりも厳しい状況にあって、行政がしっかりとした対応というかチェックをしっかりとかけている状況にあって、この光化学オキシダント、0.06ppmというのは、それこそ光によって出てくるもので、数字的にバツ、バツ、バツとつくると、何かいかにも悪い感じがする。ただ、状況は、今言う排気ガス、車の量によってもまた大きく変わるという部分のところなので、今どういう部分なのかなというのをちょっと聞かせていただいたわけですが、なくせとは言いま

せんけれども、この辺のところは施策はしっかりとやっているけれども、この状況は今の社会環境状況を考えるとなかなかクリアできやん部分なんやということが何かわかるようなことがあった方が、この数字からぱっと見ると、新しい、今こうやって説明を聞いたのでわかりますけれども、ほかのまたいろいろな方が委員として来られた場合に、四日市は公害を克服したみたいな話の中になっておるけれど、ちっともしてないやないかみたいなことになってあかんのかなと思ったので、ちょっと指摘だけしておきました。

あと、臭気指数の導入についてということは、さっきも言われたように、その数値とそのにおいの関係を今調べておられるということですよ。ここのところに関しては、さっきもお話させてもらいましたけれども、企業は非常にまた規制がかかるのかなみたいなのが結構心配されているところもあるんかなと。ということは、そういうにおいの部分が発生するようなところの新しい企業というのは、これはやらなきゃいけないことであるのはわかりますけれども、今この地域の環境基準というのは日本中で一番高いところですよ。そのところの部分で、企業なりにしっかりと説明をしたのかで、この臭気指数の導入の部分については情報をしっかりと公開していただく必要があるのかなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

市川次長兼環境保全課長

済みません、今の臭気指数の関係でちょっと。おっしゃるとおり、規制を決めてそれで規制するというのはあれですので、今もコンビナート企業等、四日市地域環境対策協議会という組織がございますので、そことこの制度について、まずは説明会等を開く予定にしております。ただまた詳しい内容は決まっておりませんので、ある程度来たら、説明しながらいろいろ意見をいただきながらというような場を設けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

諸岡 党委員長

よろしいですか。関連。

加藤清助副委員長

お二人の委員が大気汚染の関係でご質疑されていて、その関連で私も大気汚染絡みでお尋ねしたいんですけれども、去年思い出しまして、補助金の関連になるんですけれども、

四日市の医師会に公害対策費補助金というのを出して、たしか去年私は反対討論した覚えがあって、だから1年後にどう改善されたかを検証したいものでお尋ねするんですけども、この補助金の一覧表に今言った医師会の公害対策事業費補助金というのがある、支出目的などには、四日市地域の大气汚染による影響を調査研究し、住民の健康及び福祉の増進に貢献するための事業に対し補助を行うというふうになっておるんですわ。金額は去年も27万円でことしも27万円の決算が出ていて、去年、資料なんかを見て指摘したのは、だから、この医師会の事業が、計画で出しておる事業はたしか三桁の万の事業やったんやけど、事業が終わって補助金交付のあれになったときには二桁の、たしか少ない、当初の計画の5割か、何割かな、それぐらいの事業に縮小になっておって、でも補助金は変わらず、多分ずっと27万円ずつ出しておるのかなと思うんやけど、そうすると、その補助金は一体何に対する補助で、どう使ったかというのは当然補助金だから使用明細が返ってきていると思うんですよね、決裁する上で。そこら辺と、ここで言っている四日市地域の大气汚染による影響を調査研究しとあるんやけど、これはずっと毎年研究しているから、何を調査してどういう研究の報告を市にこの事業報告として上げているんか、そこら辺、とりあえず資料をわかるものを出してもらった上で、またお尋ねしたいなと思いますけれども。

諸岡 覚委員長

そうすると、今のご質問は、資料が出てきてから再度質問されるということですね。資料は出せますか。

市川次長兼環境保全課長

要綱がございますので、それで。それと昨年度のその実績がございますので。

それと、この補助の対象でございますが、東海地区に旧の大气汚染の指定地域というのが四日市と名古屋、東海市、それから富士市でございます。そこで大气汚染に影響を受けた患者さんについて、例えばどのような治療というのでしょうか、投薬が有効だとか、それから患者さんが例えば旧の認定というのでしょうか、障害の認定をする場合に、どのような症状の場合、何級を認定するかとか、亡くなった場合も、公害というのでしょうか、ぜんそくで寄与率というのがあるのですが、どの程度の寄与率で亡くなったと判定するか、その辺の情報を交換するような場がございますして、そのようなものに補助することによってやっておりますので、資料としては、また急いで出させてもらいたいと思います。

諸岡 党委員長

では、資料について、どなたか行ける方が行って、ちゃちゃっととってきてください。その間に進行はしていきます。

加藤副委員長、続けていけますか。

加藤清助副委員長

いいです。

諸岡 党委員長

では、加藤副委員長、一旦休んでいただいて、他にございますでしょうか。ごめんなさい。

須藤次長兼生活環境課長

資源集団回収のことにつきましては、昨年度の委員会で3点ご指摘をいただいております。ポイントは、kg4円で市の方が資源集団回収の団体に補助金を交付しておることでございます。その中で、まず一つは補助金という名前ではおかしいのではないかと議論がございました。これにつきましては、確かに奨励金という性格だろうということで、改善していきたいというふうに考えております。

それ以外の中身の点でございますが、各種団体が集団回収をして、それを資源業者に売り払うという段階で、その売り払い価格に差がございますが、場合によってはマイナスとございますか、回収費用の方がかかってしまうというような点につきまして、その辺をもう少し指導して高く売れるような形にしたらどうかというようなご指摘をいただいたところでございます。それにつきましては、その後いろいろ調査しておるところでございますが、資源業者の方は市内の業者が主ですが、適切な価格で買い取っていると。ただ、団体の方の収集の形態がいろいろなものがございます。1カ所に自分たちで努力して集めて、ある程度の分別等も行って資源業者に売り渡すというような形態から、各所に数カ所に集めてそれを資源業者が回収して回るといった形態、あるいは最近どうございますのが、自治会等で連絡調整して各戸に日を決めて出して、それを資源業者が各戸を回って集めるというような形態も出ておまして、その品質あるいはその収集形態によって回収業者の方の手間

も大きく変わってくるということで、そこでの格差が出ているという実態でございます。

したがいまして、各種団体にとっては不公平もあるんですが、努力すれば高く売れる、努力がない場合はマイナスというようなことも出てしまうというようなことで、私どもは一定額、今のところkg4円ということですが、それを交付することによってその辺で努力の部分もある程度評価されるという現状のあり方、これは一つのあり方かなというふうなところで整理しておるところでございます。

それと、エコステーションというのを現在2カ所、これも奨励金を交付してございます。近年の資源の回収形態として、街角に業者さんが設置している無料回収所というものも年々ふえてきておる状況でございます。私どもの奨励金を交付していくエコステーションと申しますのは、市の設置要綱に基づいて、その品目も単に新聞紙とか雑誌類だけではなくて、布類あるいは瓶、缶というようなものも全てそろえていただいた上で、その交付先もNPO法人を初め、自治会、そういう反公的な団体というようなところに限って交付するというように定めておりまして、街角に無料回収所が設置されておりますが、そういうところに奨励金を交付していくということの考え方はございません。

以上でございます。

竹野兼主委員

昨年度の委員会の中で指摘された部分をしっかり調査してもらっていて、対応している。まだきちっとした解決のところというか、どこを解決の基本にするのかというのは決めづらいところはあると思いますが、しっかりと今調査されていることは伺いましたので、今後その部分についても継続してもらって進めていっていただきたいなと思うのと、こういうのってやっぱり各種団体なので、市民文化部とかそういうところとの連携という部分がひょっとしたら、例えばその団体さんのところに、受け付けはそこで市民文化部と連携するところというのはもう全くないんですわね。その辺はどうです。もう全然ないですよ、今のところは。

須藤次長兼生活環境課長

はい、連携と申しますか、例えばこの奨励金の性格につきましても、前回委員会で、その使途、使い道というようなこともご指摘いただいたところもでございます。そういうこともございまして、例えば団体に交付した奨励金がどのように使われたのかというようなこ

とにつきましては、ある程度私どもも注意はしていないかなというふうには考えてございますが、この奨励制度の目的が、資源の回収を促進するということと、そういう地域団体の活動を促進させる、地域コミュニティーを醸成するというような目的も要綱の方には定めてございまして、そういう面からは、そのような団体への奨励金でもって地域コミュニティーが形成されていくというようなところは、そういう市民部局と連携していかないかなのかなというふうには考えてございますが、今の具体的なところでの連携ということはございません。

竹野兼主委員

この資源ごみの集団回収は、つい自分たちの地域の今実際やっているところを見ると、自治会を基本にしてやられているのがちょっと多い、自分のところではそうやってやっているもので、市民文化部との連携によつての部分も必要なのかなとちょっと思ったので、意見としてさせていただきます。継続してしっかりと頑張ってください。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

伊藤嗣也委員

附箋がたくさんついておるやつの8ページなんです、公害認定患者の推移で、これは平成16年度ですか、一番突出して47人ですかね、ふえておる。あとは1人ずつぱらぱらとですね。最後は平成23年度に1人新規認定患者になっているんですかね、これは。そういうふうには理解してよろしいか、まず。

市川次長兼環境保全課長

まず、平成16年度でございますが、これは楠町との合併で、楠町にみえた方が四日市へ編入されたということで16名でございます。それからあと1名とみえるのは、他の地域、指定地域で指定されていた方が四日市へ引っ越してこられて、四日市でカウントするのでしょうか、認定患者の事務を行うということで、だから、新たな認定ということではないのですが、四日市としては患者数としては1名ということで勘定してございます。

伊藤嗣也委員

転入ということですか。

市川次長兼環境保全課長

そうです、転入ということですよ。

伊藤嗣也委員

そうすると、その方も四日市の公害認定患者として扱わせてもらうことになるわけですね。

市川次長兼環境保全課長

はい、事務的には四日市の認定患者ということで事務は行わせていただいております。

諸岡 覚委員長

いわゆるこれは四日市の中に住んでいる公害認定患者で、四日市公害の認定患者ではないということですね。

市川次長兼環境保全課長

はい、大気汚染によるぜんそく患者ということで、四日市に住んでみえる方ということで、転入された方ということですよ。

伊藤嗣也委員

その同じやつが6ページなんですけれども、真ん中のグラフ、平成15年度、16年度が極端に大気汚染が悪くなっておるのですよ。それで、その下の表を見ますと、野焼きは平成14年度まではカウントしていなかったんですかね。平成15年度、平成16年度とかなり野焼きの数がどんと上がって、この辺はそのような理解してよろしいんですか。

市川次長兼環境保全課長

平成14年度までは、おっしゃるとおりに野焼きも大気汚染の一種ということで入れておりました。ただ、おっしゃるように、野焼きが結構件数としてふえてきましたので、分け

させていただいたということでございます。

伊藤嗣也委員

そうしますと、これも今後、野焼きの方についてはやはりチェックはどういう形で、苦情だけですか。

田中廃棄物対策室長

この野焼きに関しましては、こちらも法規制というようなことで、一応例外規定ということで田んぼとかそういったあぜ草刈り程度は一応その法規制の対象外でございますけれども、よくあるドラム缶で家のごみを燃やしているとか、そんなのは一般的でございますので、そういうのは通報がうちの方に寄せられますので、その都度一件一件現地へ行きまして、行為者に会ってやめるようにというような指導をさせてもろうていますし、本当に悪質なものになってくれば、警察と連携して対処するというようなことで、始末書を書かせるとか非常に厳しい事態までいったこともございますが、そういった形でやっておりますので、年々件数自体、ちょっとこちらにもあらわれていますが、減ってはきているのかなということで、もう少し地道に頑張ってゼロ目指してやりたいなと思っております。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

諸岡 覚委員長

他にございますか。

三平一良委員

水道局の話によると、市内の河川で朝明川の水が一番悪いという話やったんやわな。ほんで、このこちらで測定しておる水質汚濁というのは。

(「違うやないか」と呼ぶ者あり)

三平一良委員

いやいや、この辺のちょっと説明してくれやんかな。BODというのは何なんかという。

諸岡 覚委員長

水道局との見解の相違について、こちらの数字についてご説明をお願いします。

市川次長兼環境保全課長

お手元にお配りさせていただきました4ページでございます。朝明川朝明橋、これは下の方でございます、朝明川の近鉄の橋梁がございますね、その上の朝明橋、そこで三重県がはかっているところでございます、数値的にはかなり、ちょっと済みません、私も測定ではいい数字を知っております。BODが1というのはかなりきれいなところでございます、そのBODというのは、水の中にいる生物がその有機物というのでしょうか、餌を食べて繁殖するのに、餌がたくさんあればたくさん繁殖できるということで、その餌、有機物の量というのでしょうか、有機物がたくさんあればそういう生物が繁殖して酸素をたくさん消費するというので、その酸素の量、ちょっとややこしいですが、酸素量でやっておるのですが、要は高いと汚れておるといような指標でございます。生物が生息するのにたくさん生息しておる、汚濁物質がたくさんあって生物が……ちょっとややこしいですね、済みません。

三平一良委員

BODというのを説明してください。

諸岡 覚委員長

BODという言葉の説明を。

岸本環境保全課大気水質係長

環境保全課、岸本でございます。

BODというのを日本語で申しますと、生物化学的酸素要求量ということで、5日間試料を冷暗所保存する際に微生物により消費される酸素の量の差をとって、その差が大きければ菌が活発に動いておるといということで、汚れが多いといということで、数字が大きいほど汚れておるといような指標になっているものでございます。

三平一良委員

そうすると、CODというのは海と川の違いだけなの。

岸本環境保全課大気水質係長

岸本です。

CODというものは、薬品によって汚れを分解する際に必要となる酸素の量をはかるものというふうになっておりまして、化学的酸素要求量というふうに呼んでおります。川については比較的水の流動性が高いということで、生物的な処理というのが指標になっておりまして、海とか湖、四日市には余りないんですけれども、それについてはCODを指標として汚れの度合いを確認しておるといような状況です。

三平一良委員

ようわからんのやけどさ、この類型というのは何なの。

岸本環境保全課大気水質係長

類型については、AAから何段階かございますけれども、その類型ごとに目標となる数値が設定されておりまして、四日市市内については基本的に河川はA類型、あと海蔵川の下でB類型というのがございますけれども、そういうふうな指定がされておるといことで、その指定ごとに数字が設定されておりまして、環境基準といことで達成目標といような数字はあるといような状況でございます。

三平一良委員

ちょっとさっぱりわからんのやけどさ。

(発言する者あり)

三平一良委員

いやいや、類型がAで適合状況がバツになっておるのですが、B、Cは丸になっておる。

ああ。この辺が。

市川次長兼環境保全課長

類型は、A類型、B類型、C類型がございまして、A類型が一番厳しい、きれいに保つような地域としております。一番きれいな状態に保つような類型で、それからこれは富洲原沖の方、沖合になっております。それで、このバツというのは、年間12回はかつて、その基準を75%以上満たしておれば丸になります。75%に満たない場合は基準を達成できなかったということでバツとさせていただきます。

三平一良委員

そうすると、富洲原沖 6 kmというのはもう適合率が33%やで、全く満たないということ。

市川次長兼環境保全課長

基準からいったら基準には達しなかったということでございます。ただ、平均値を見ていただくと、ステーション1の富洲原沖 1 kmは平均値が2.9でございます。富洲原沖 6 kmは2.3でございます、範囲も富洲原沖 1 kmが1.2から5.6、富洲原沖 6 kmが1.0から3.1ということで、基準がCの方が緩いというのでしょうか、ということで、Aの方が厳しいということでバツになっているということでございまして、基本的に、数値的にはステーション5の方がきれいなところにはなっておりますけれども、ただ、基準が厳しいので達成できない、適合においてはバツになったということでございます。

三平一良委員

それは何で、類型というのはどうしてこうやって分けてあるわけ。

市川次長兼環境保全課長

一応、人が生活する、水に親しむのにこれだけの基準にしなければということにまず基準は決まっております。工場等があるところについては基準がやっぱり少し高目の基準で設定されておって、緩いような基準にはなっております。一応、人が生活していくについて問題ないであろうというような基準を設定してあるので、その基準についてA、B、Cで基準の度合いというのでしょうか、それが分かれておるといところです。

三平一良委員

何でか、Aが一番基準がきついわけやろ。これは沖6 kmやで。基準が低くなるにつれて沖4 kmとか1 kmになるわけや。そうすると、6 km先が一番基準がきついわけ。そうすると、人住んでおらへんやんか。

市川次長兼環境保全課長

当然、人の生活からの雑排水もございませし、工場からの排出もございまして、沿岸部は濃度的にはやはり。おっしゃるように、沖の方へ行くと生物等の生息等もございませので、ある程度厳しい基準が設定されているというのもございませね。

三平一良委員

ああ、わかりました。

諸岡 覚委員長

自然というのは科学的数値ではかり切れるものではないと、そういうことですね。他にございませか。

川村幸康委員

まずは久保田にあるみたき保養所、環境保全課が持つておる、あれというのは今どうなつていませのかなと。

市川次長兼環境保全課長

現在、平成十何年から使用されていないということで、現状は、その施設はありますけれども、使用されていないということで、そのままの状態、草刈りとかその方を私の方で所管しておるといふような状況でございませ。実質的には使用されておりません。

川村幸康委員

財産の利活用といふのでいくと、そういう方向性といふのは考えておるのかな、どうなのかな。

諸岡 覚委員長

環境保全課長。済みません、ちょっと補足で説明していただきたいんですが、みたき保養所、保養所というのは何をするものなのかというのをちょっと補足でご説明ください。

市川次長兼環境保全課長

みたき保養所といいますのは、公害の原告の方が裁判を行わずに企業等から賠償金という補償を受けておりました。それで最終的にその患者の原告の方へお金を分配した、補償した後、残金が出ましたので、それで公害患者の方の保養のため、健康保全というのでしょうか、健康回復のための施設として、その基金の中から建てて、あと市の方へ移管して市の方できちっと維持管理してくださいということで維持を受けたものでございます。基本的には、公害患者さんがそこで健康の改善をしたり、そういうような施設でございます。当初はそちらの方でいろいろなりハビリというのでしょうか、いろいろな健康指導とかを行っておりました。また、その事業も現在、鈴鹿市の椿神社というのですか、あそこへ行って保養事業を行ってありまして、実質的な公害患者さんがそこへ集まっていると話をしたり、それから私どもの方から指導するというようなことでございますが、平成十何年ごろから利用されておられませんので、現在はそのような状況でございますが、ただ、今度の資料館の方で、公害患者さんの方が資料館の関係でまた何か集えるような場所をどちらか確保してほしいということがございましたので、そちらの方がある程度確保できれば、このみたき保養所については閉鎖をしていきたいということで考えております。

川村幸康委員

だから、資料館の話も後であるんやろうけど、みたき保養所がどうするのかというのをもっと早く考えておかなあかんことと違うんかなと思って、実質もう公害患者であった基金みたいなやつを使って市が管理を任されておるんやけど、悪く言うとほったらかしになっておるわけやわな、そうやろ。だから、どうするのかというのは一過今、ある程度方向性を決めてやらなあかん仕事やったんと違うんかなと思うと、ちょっと動きが遅いのかなと感じるんやけど、どう思われるのかな。

もっと言うと、どうしていくという方向性もないんやろう、そしたら。あるの。ないんやろう。だけど、それは市の財産として預かったけれども、経過からすると処分できやん

部分もあるやん。それを処分したお金をどうするかとか、何か考えやんとあかんのと違う。市の財産になっておるけど、財産調書では、ここな。どんだけかな、これ。381㎡あるわけやろう。久保田やで、値段からすると相当な金額になるのかなと思うんやけど、そうするとある程度財産をそこで無理やり利活用するのがあるならそれはそうやけど、できれば公害患者の何かに戻せるようなことは考えるべきと違うんかなと思うんやけど。処分するなり、別になかなかわからんけれども、俺も、その土地をどうするかとなるとな。だから今はもう実質放置して活用してへんわけやから、借地として貸したって大きな財産収入、資産運用すればあると思うと、本来、公害患者の人にもっと資金的にふえたん違うかなと思うと、ちょっと市の怠慢かなと思うんやわ。

諸岡 覚委員長

ちょっと私も、ごめんなさい、勉強不足でその知識がないんですけれども、どれぐらいの敷地面積でどれぐらいの規模のものなんですか。

川村幸康委員

場所とかの資料あるやろう。

諸岡 覚委員長

休憩の間に一回その資料を。多分、見たことないという方も委員の中にはいらっしゃるような気がしますので、後ほど休憩のときにその資料をそろえてください。

川村幸康委員

それで、今の資産価値がどれぐらいになっているのか、それも。これに載ってへんのや、財産管理明細書には。まあ載らんのもあるけど、ある程度把握しとるやろう、あんたらで。

諸岡 覚委員長

外観の写真とかもありますかね。

川村幸康委員

市民施設になっとるんやで、これ。区分は市民施設やろう。オーストラリア記念館や四

日市競輪場やなんかと一緒に載っとるんやさ。宮妻峡ヒュッテとかあさけプラザとか旧の楠の公民館とか楠防災会館と一緒にの扱いやで、ジャンルは。

田中環境部長

今、可能な限り取りそろえさせていただきますが、久保田にございまして、たしか建物の面積が、ごめんなさい、土地が今、川村委員がおっしゃった380㎡、120坪ぐらい。

諸岡 覚委員長

坪ですね。120坪。

田中環境部長

坪で言いますとね。建物は鉄筋の2階建てで……。

川村幸康委員

219㎡。

田中環境部長

ええ、ありがとうございます。それで、耐震がしてないものですから、実際には建物は利用できないという状況でございます。ですから、今、例えば解体すると幾らかかるかとか、その辺の見積もり作業を今しておる最中でございます。それで、若干今、次長が申しましたけれども、これはやっぱり患者さんにとってみれば、自分たちのいろいろ活動してきた成果と申しますか、一つの成果のシンボリックな施設であるということで、実際にはもう10年以上休止はしておるのですが、廃止となりますと、その辺のいろいろな過去の思いがあって、なかなかすんなりとは了解できないという中で、同じく患者さんの思いの中に今回その資料館の整備というものがございまして、これまでのところはその資料館の整備に合わせまして、このみたき保養所の今後のあり方についても議論といいますか、考えましょうということで、今に至っておるのですが、この資料館がいろいろはっきりしてまいりますと、そのみたき保養所の今後の取り扱いと申しますか、その辺につきましても患者の皆様とお話し合いをしていきたいというふうに考えておりまして、ただいま委員おっしゃったように、確かにこれまで放りっ放しじゃないかと言われるすと、返す言葉がなか

なかございませんけれども、ともかく公害資料館の整備に合わせて考えましょうということとで今に至っておるとというのが現状でございます。

諸岡 覚委員長

公害資料館の整備と合わせて考えましょうという方向性ということは、きょういただいておりますこの公害資料館の資料の中にもその文言は入っているわけですね、計画の中に。

田中環境部長

それは入っておりません。

諸岡 覚委員長

入っておりません。

田中環境部長

はい、ですから、例えば公害資料館というのは……。

川村幸康委員

とってつけたんや。

田中環境部長

やはり私どものコンセプトと申しますか、その部分と直接保養所という機能というのは結びつきませんので。ですから、患者の皆さんたちの思い、ご要望と申しますか、そういう意味では同じですので、そのときに合わせてやっていこうということでございます、資料館とは一線を画するものというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

川村委員、提案なんですけれども、この件に関しては、後ほど、多分午後になるかと思いますが、公害資料館のときに一緒に議論をしていくということで、ちょっと、今は一旦引いていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

川村幸康委員

はい。

伊藤修一委員

別の話で。指定管理であるところを出してある本町プラザ、さっきから公害の話も出ておるんやけど、その事業の中でいわゆる学校の先生向けとかそれから小学校の講座、いろいろな学習会で結構使ってもらおうとるみたいなんやけど、オール四日市の学校の先生らは、どういう基準でそういう勉強しに来てもらとるのか、それからそういう小学校ごとの子供の学習はどのようなサイズというか、どういう対象の学校が四日市に来てもらとるのか、そこら辺の実態は、もう指定管理に出しとるものやけども、何かそちらの本庁の方からはどのようなふうな内容というか、指示や何か出しておるのかどうか、それを伺いたいと思います。

諸岡 覚委員長

どなたかお答えいただけますか。

市川次長兼環境保全課長

今年度の事業、例えば平成24年度におきましては、夏休みの間に学校の先生に四日市の公害を勉強していただくということで、公害の講座、患者さんの話とか、それから四日市公害の歴史等をやるような講座をさせていただきました。

それから、市内の小学生で5年生でしたですか、公害について学習があります。これが秋以降にやるかと思っておりますので、その辺で、これは希望にはなるんですが、希望する小学校について、ただ向こうへ出かけて公害の講座をしたりとか、それから市外の小学校なんかについてはこちらへ、四日市へ来て、今の学習センターで公害の話をして、あわせて公害患者さん等から話をさせていただくというような講座をやっております。

伊藤修一委員

学校の方は依頼があったからやるということやと、結局、依頼がない学校は全然そういうふうなことの学習とかそういうところに触れる機会がないということでもいいのかどうか。

それから、教員の方も夏休み希望者ということやったら、やっぱり希望する教員だけは

そういう勉強の機会があるけれども、希望しない人たちの扱いはどう考えたらいいのか、その辺の考え方はどうですか。

市川次長兼環境保全課長

この公害を先生とか生徒に知っていただくことについては、私ども特に教育委員会の方と話をしながら、それは進めておりまして、例えば昨年度につきましては、勉強用の資料をつくったりとか、その辺のことをやっております。さらに、確かに受け身ではあきませんので、また教育委員会の当局と話をしながら、もう少し積極的にPRして来ていただくようにしていきたいということで考えております。

伊藤修一委員

やっぱり希望者というのと、もう本当に関心のある先生のおる学校、そして関心のある人の特定というふうなことになっていってしまうと、やっぱりこのいわゆる本町プラザ、環境学習センターの機能として、やっぱりそういうふうな裾野を広げていったり、また人材の育成ということを考えると、やっぱりそういう戦略的な考え方というか、定期的に、継続的にこういうふうな年次計画でやっていくというのはあってもいいかわからないので、教育委員会にお任せするわけじゃなくて、環境部の方からもやっぱり何らかのそういう、おたく全然来てもらてませんけれどもいかがですかとか、それぐらいのことはあってもええし、もう本当にいつも来るところが決まっていますみたいなことになってあかんと思うので、きちっとそこら辺は、やっぱりこの公害の環境学習の支援のあり方、まあ指定管理に出しておるで向こうへ任しておるわけやけども、そこら辺はやっぱりきちっと連絡をとり合って、課としても、原課の方でも何らかの形で教育委員会とタイアップしてやっていけるようなことをぜひ今後、いよいよやと思うので、そこらもぜひ子供たちのために少し考えていってもらいたいと思います。

諸岡 覚委員長

市長も環境都市四日市を標榜されておりますので、そのあたりのことは環境部として教育委員会と連携をとりながら今後進めていただくよう要望しておきます。

ちょっと休憩に入りたいと思うんですけども、委員の皆様には先にお尋ねします。休憩の後、加藤副委員長の資料もそろっていますよね。加藤副委員長の質問の継続から入って

いきますが、他に質問ございます方、どなたかいらっしゃいますか。

まだまだありそうですね。では、休憩いたします。20分再開いたします。

11:08 休憩

11:19 再開

諸岡 覚委員長

お話中、申しわけございませんけれども、定刻となりましたので再開させていただきます。

それでは、先ほど休憩前の副委員長からの資料要求につきまして資料をいただきました。加藤副委員長、この資料の説明を求めますか。

加藤清助副委員長

いえ。

諸岡 覚委員長

じゃあ、質問から入ります。

加藤清助副委員長

去年も取り上げて問題にさせてもらって、ことしも補助金、負担金の一覧表があって、見直したとかいうところには何もコメントもないもので、金額も去年と同じように27万円交付が決定されて決算で上がってきているんですが、この補助金要綱にもあるように、補助金の交付を申請しますよね、そのときに、去年も見ただけど、医師会からこの事業の計画書、計画の内訳があって、実績がどうでということがあったんやけど、これ、そういうのはついてる。

諸岡 覚委員長

どなたか。

人見政策推進監

実績報告の方は3枚目からつけさせていただいております。それと、申請の方は、今ちよっとコピーしてこなかったんですが。

加藤清助副委員長

この医師会から平成24年3月30日付、いわゆる年度末に市の方にこの報告書が簡単に出ていますよね。2枚目には実績報告というので、名古屋かな、これ、ウェスティンナゴヤキャスルでブロック連絡会に参加したというのが実績報告で、多分、その連絡会の資料がずっと後ろにあって、何かパワーポイントの画面のやつがあるから、ここで学習会に参加してきたよというのが実績報告書なんだろうと思うんですけども、その下に収支の決算書というのがあって、収入は市の補助金が27万円だよ、自己負担が600円の予算やったんやわね、この事業の医師会が申請した。決算では補助金は27万円予定どおりもらったよと。自己負担は600円の計画やったけど1880円医師会からこの事業に出したよという、そう読み取りますよね、そういう読み取りでいいですか。

支出の方も見ていくと、参加費やろ、8万円が。賃金って、これ何。

市川次長兼環境保全課長

これは、これに参加するに当たっていろいろと資料作成とかその辺をやりますので、それに要した医師会の職員の賃金、これにかかった分の賃金でございます。

加藤清助副委員長

このブロック連絡会に参加するための資料作成、この後ろについているこの資料は別に岡澤先生がつくった資料じゃないの、これ。

市川次長兼環境保全課長

そうですね、これは当日発表された岡澤先生ですが、あわせて四日市の方からも資料等は提出して議論はいたしておりますので、それにかかった賃金ということでございます。

加藤清助副委員長

これを見る限りにおいても、事業は支出の部でいくと27万600円の支出の事業で、うち2

7万円が補助金なんですよね。去年よりももっと悪化しておるといふか、補助金の対象にほとんどなり得ないというふうに言わざるを得んやけど、これを交付した、決裁した理由は何ですか。

市川次長兼環境保全課長

昨年度までは、この独自の補助金要綱をつくっておりませんで、市の補助金要綱でやっておりました。それで、昨年度までの対象は、公害患者さんにかかわることということで補助金を支出しておりましたが、新たに補助金要綱を作成して、その公害患者に係る中でも公害指定地域の東海ブロックに係る事業、それを対象ということで限定させていただいて、この補助金要綱、事業補助というのでしょうか、それにさせていただいております。

加藤清助副委員長

この要綱の3条に補助金の額というのがあるんで、補助金の額は予算の範囲内で補助対象事業に係る経費の10分の10以内とありますよね。これって、この市の補助金の規定、それに合わんじゃない、全然。

諸岡 覚委員長

補助金のルール、決められていますよね、それで10分の10というのはどうなのかと。その基準に合っていないんじゃないかという指摘ですけども、いかがですか。

市川次長兼環境保全課長

申しわけございません、これについては財政経営部とか総務部等、委員の関係部署とも協議してこの補助金要綱を作成しておりますが、特にそこから10分の10がだめだというふうな話は出ておりませんでした。

加藤清助副委員長

それ自体がおかしいと思うんやけど、これは財政経営部が補助金、負担金の見直し一覧表で、この間、豊田議員も何か言うてたよね。やっとなところが環境部が所管するところの補助金の交付要綱を新たにつくったのに、今までいっている補助金の考え方、終期だとか2分の1を超えないだとかいうのがあったと思うんやけど、それと合致しない補助金要

綱が財政経営部も認めておるとなると、これはえらい問題だと思うんですけども。

諸岡 覚委員長

ちょっと補足で説明いただきたいんですけども、この補助金見直しチェックシートの真ん中より若干下のところの、妥当性の有無、制度の透明性という部分の、補助率が2分の1以下であるに対してノーの場合、見直しをするということになっています。行政の代替事業であればイエスということに当たる、ここに適合するのかどうかという見解を明確にお聞きをします。

市川次長兼環境保全課長

この事業は、先ほど午前中にもちょっと話しかけたんですが、公害患者さんのまずは新たに認定、認定更新は年に1回あるんですが、認定するかどうかというのを意思統一をこの東海ブロック会議で意見交換を行います。また、亡くなった場合、先ほどの遺族補償費等はどれだけせんそくが起因しておったかという判断で何%という、100%、75%、50%の段階からゼロ%とございますが、それで判断を行います。だから、その判断の基準をこの認定審査会でしていただくんですが、その基準を統一するということでしょうか、そのためのこの協議会の方でいろいろな意見交換をするというような場がございますので、ある程度行政の患者さんに対する補助の割合とか、認定の可否、それを医師会に担っていただくのについてこの補助金は有効であるかなということ、代行になるのかなということでは考えておるんですが。

加藤清助副委員長

だから、基準は補助率が2分の1かとさっき委員長が言われたこの表にあるけれども、この部分の補助金は10分の10近くでもええんやという理由が、さっき言われたその公害認定の審査会で、認定する、外すの判断をこのブロック会議の情報を得ながら有効に役立っているというような理由だったと思うんですけども、それだから10分の10以内でもええんやというところのつながりがよくわからんな。

諸岡 覚委員長

このチェックシートのさらに二つ下で、ここが仮にイエスだとしても、終期を設定して

いるというところでまた引っかかってくるけれども、これは終期を設定しているんですか。

市川次長兼環境保全課長

ちょっと2枚目を見ていただきますと、この要綱については平成26年3月30日に限り効力が一応3年ということで終期をやっております。

加藤清助副委員長

これ、補助金が始まり出したのは、ちなみに何年からですか。

市川次長兼環境保全課長

ちょっと済みません、その始まりまでは、昭和五十何年からだということで考えておりますが、ちょっと始まりの明確な年度は今はちょっとわかりません。

加藤清助副委員長

かなり昔からずっと出ていて、多分金額も10年ぐらいは27万円のまま。

市川次長兼環境保全課長

3年か4年ほど前は30万円から27万円に下げしております。

加藤清助副委員長

もうこれぐらいにしておきますけど、私からはね、ちょっと認めがたいよなという、去年問題にしたわけやで、普通やったら、その指摘を受けて見直すのが普通やけど、見直したのがこの要綱をつくりましたというのと、10分の10以内というのになってくると、見直しどころじゃなくて、何か現状を容認する要綱をつくったとしか思えないという感想を述べて、はい。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

ごめんなさい、ちょっと一つだけ、私ももう一つこれに関して聞きたいんですが、この終期は平成26年3月31日で効力を失うとありますが、これは自動更新はされないというこ

とでよろしいですね。もう確実に平成26年で終わるということですね。

市川次長兼環境保全課長

そうですね、それは平成26年3月31日で、また再度そこは検討、お話を進めます。

諸岡 覚委員長

それは終期を設定してないのと同じじゃないんですか。更新されていくんだったら。まさに逃げ道をつくっているだけの話で、チェックシートをつくった意味が全くない。終期設定していればいいということであれば、自動更新だったらどれだけでも全部クリアされるということですよ。このチェックシートは行政みずからつくったチェックシートであって、みずからつくったものをそうやって更新更新でどれだけでも逃げられるのであれば、一体何のためのチェックシートなんだということになりかねませんが、部長、いかがお考えですか。

田中環境部長

少なくともこの要綱は記載のとおり平成25年度末で一旦もう失効するというございます。その時点で新たに例えばこの趣旨の補助金について必要かどうか、あるいはこの形を、形を変えるとすると語弊がございますが、その辺を改めて補助の必要について考えるということですから、この補助金をそのままそっくり更新するというのは、まさにこれは抜け道的な発想でございますので、決してそういう意味ではなくて、改めてこういった公害保険あるいは認定業務に資するような補助が必要かどうかという観点から、抜本的に見直すと考え、再度入り口から考えるという趣旨でございまして、決して単純に自動更新とか、そういう趣旨ではございません。

加藤清助副委員長

認定審査に医師会の方がお願いしてかかわっているというふうに受けとっているんやけど、その認定審査会の開催だとか費用というのは別で発生しているわけでしょう。

市川次長兼環境保全課長

はい、審査会については別で支払っております。

加藤清助副委員長

それはどこか実績報告だとかにあらわれて記載がありますか。

市川次長兼環境保全課長

実績報告書の、ちょっとお待ちください。105ページでございます。公害健康被害補償費の委員報酬というところでございます。

加藤清助副委員長

105ページの委員報酬、認定審査会委員12人が306万円。12人で年間306万円。認定審査会は何回。

市川次長兼環境保全課長

毎月1回やっております。

加藤清助副委員長

月1回。結構な、お医者さんは高いやけどもやな。さっきの補助金の関係でいくと、認定審査会の方は月1回お願いしてこれだけ12人の方に306万円の報酬も支払っているわけですよね。ようわからんのは、さっきのこの何とか事業というやつに27万円、10分の10、ほとんど100%近く補助金でやるというのが、これがないと、ぶっちゃけた話、医師会の人は認定審査だとかそんなのも含めてやらんよと言っておるのか、そういう意味合いですと続いてきて、今後も更新があり得るといふうに市と医師会との関係はどうなんですか。やめると何か弊害があるんですか。

市川次長兼環境保全課長

補助をやる、やらないは別で、ただ、こういう事業、東海ブロックでの事業というのは必要な事業とは考えております。やはり公害患者さんに対する認定の可否、それから例えば亡くなったときのケースの判断、その辺はいろいろな状況もありますので、それはこのような場で情報を得ながらやっていくというのが必要かなと思います。それで、加藤副委員長のおっしゃる、その補助金が必要かどうかということは、先ほども部長が言いました

ように、再度見直しの際、その辺をもう一遍検討してみたいということで思っております。

加藤清助副委員長

最後にしますけど、去年の議論を受けて見直したのが要綱をつくった。要綱をつくったけど、私としては問題点を指摘するし、これを四日市の財政経営部が示している補助金のチェックシートに基づいたあれにさらに見直しをかけるという意味での今のお答えですか。

市川次長兼環境保全課長

一応、終期を明確にしておりますので、それについて、先ほどの件、10分の10がいいかどうか、そこも含めてそのときには検討していきたいということで思っております。

諸岡 覚委員長

関連で。

伊藤修一委員

確認やけども、ついておる資料で、平成23年は名古屋でやったけど来年度は四日市でやると書いてあるんだけど、こういう場合、開催に伴う費用とかそんなのはどこが出すのか。

市川次長兼環境保全課長

これは医師会の方になりますので、例えば今年度は四日市で開催して、会場費等は四日市の医師会の持ちとなります。

諸岡 覚委員長

それでは、他に先ほど挙手いただいていた村上委員と川村委員がございますが、どちらから。

村上悦夫委員

簡単にちょっと説明していただきたい。新総合ごみ処理施設の整備事業として、ここに測量設計費用4700万円余り書いてありますけれども、実際この測量と設計と内容を金額的に分けて説明いただけませんか。

諸岡 覚委員長

測量と設計の内訳。

村上悦夫委員

それにあわせて、生活環境調査費というのが2200万円余り、これは俗に言う環境アセスメントのための費用ですか。その2点、ちょっと聞かせてください。

益川新ごみ処理施設整備課長

測量設計の内訳につきましては、ちょっと今、手持ちに資料がございません。今とりに行きましたので、資料が届き次第お知らせさせていただきます。

村上悦夫委員

じゃあ次の生活環境調査。

益川新ごみ処理施設整備課長

生活環境影響調査につきましては、これはアセスメント調査ということでございます。これは2カ年にわたって債務負担で調査をいたしております。平成23年度につきましては記載の2244万600円でございます。

村上悦夫委員

環境アセスメントって、焼却場は、現在稼働している場所も変わらない状態ですよ。変わらないところに今度新しい施設をつくるんですけども、以前はどうなんですか、ダイオキシンの問題があって平成9年かそこらにあったと聞いていますけど、そのときから環境アセスメントの問題についてはもうクリアしてきたんじゃないですか。ここで改めて新しい場所を選定して、環境アセスメント問題というのはよくわかるんですけども、都市計画決定された範囲の中で再度同じような目的を持った新しい新設の、しかも最新の施設をするのに、改めて環境アセスメントを取り直したんですかね。その辺の考え方。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回、新しく更新するというごさいますので、廃棄物処理法上のアセスメントをする必要がごさいます。もし別のところに新たに新設ということになりますと、これは条例上のアセスメントということで、もっと厳しいアセスメントの条件が加わってまいります。今回は廃棄物処理法上のアセスメントをすることになっております。

諸岡 覚委員長

法的に必要不可欠なものであったということですね。

益川新ごみ処理施設整備課長

そうごさいます。

村上悦夫委員

それは必要であると言われればそうなんですけれども、いずれにしてもあの地域については、設備を新しく変えていくという流れの中で、環境アセスメントにも関係してくるんじゃないかと思うんですけれども、いろいろなそういった環境に悪影響を及ぼす問題に対して地元からいろいろな要望が出てきて、いろいろなそれぞれの地域の要望を解決しようということで今回動いておりますけれども、そういう観点からも配慮した生活環境調査だろうと思うんですが、いずれにしても、私、ちょっと言いたいのは、こういった資料の中に、この費用の中に、地元に対して環境部が要望に応じている部分があるかなしかということを知りたいんですが、なければいけない結構なんです。例えば、大矢知地区は（仮称）大矢知中学校、垂坂はそれぞれの道路整備、排水の問題、それから下水道整備を早くしてくれというような問題、また、羽津地区からも米洗川の河川流域を早く整備してくれという問題、これはよくわかるんですけれども、環境部としてほかに地元の要望に応えたというようなことはありませんか。なければ結構です。生活環境調査費とかそういう問題の中から環境アセスを考えていく上において地元から何か要望されるようなことはなかったかということなんです。なければいけないとおっしゃっていただければ。

諸岡 覚委員長

あったかなかったか簡潔に。あったとしたらどんなものだったか。

益川新ごみ処理施設整備課長

環境アセスメントに対しての地元要望というのはございません。これまで地元環境整備という形で草刈り等とかそういった水路、道路の修繕等については、建設当時からそういった環境整備的なことはこれまでもずっと行ってはおりますが、アセスメントに関してのそういった要望というのは特にございません。

村上悦夫委員

直接現場にかかわる問題で、環境整備をするために今の除草作業とか草刈り機とかいうのはあったにせよ、ほかに、そういう事業に関係されてない問題を環境部で面倒を見るようなことはなかったかと聞いておるだけで、なければいけないで結構です。

諸岡 覚委員長

地域からこれに関連して本来関係のないような要望等がなかったかどうかということをお願いいたします。

中尾環境部理事

環境部理事中尾でございます。

先ほどちょっと新ごみ処理施設整備課長から申し上げましたとおり、特に北部清掃工場、これは昭和48年から稼働しておりまして、地元垂坂町に対しましては、集会所の補助とか補修、それから当然草刈り、それから道路、水路等の補修、そういうことで、地元との良好な関係を保つためにそういう環境整備事業は行ってきてございます。

村上悦夫委員

今、課長から説明があった内容はわかるんですが、ほかにもという意味で、この事業所を継続していくために、地元との関係をよくしていくためにやるべきそういった補助は結構だと思っておりますけれども、ほかにはなかったですかと聞いている、なければいけないで。

諸岡 覚委員長

もうシンプルにお答えいただければ。なかったらなかったと。

村上悦夫委員

シンプルに。それでええんですよ、なければいいで。

諸岡 覚委員長

何かあるんですか。

村上悦夫委員

あるような気がするな。

諸岡 覚委員長

なぜないと言えないんですか。

中尾環境部理事

先ほど私が申し上げましたほかにといたしますか、その中に含まれるんですけども、これは平成21年の3月になりますが、A E Dの要望を、これは大矢知の連合自治会の方から要望をいただきまして、今まで地元垂坂には環境整備を行ってきたわけなんですけど、このA E Dの補助、今までの北部清掃工場の立地と、それから新工場への地元の了承を得るために、A E Dの補助を大矢知連合自治会の中の集会所へ補助したということはございます。以上でございます。

諸岡 覚委員長

ほかにはなかったですか、よろしいですか。

村上悦夫委員

それはどこから出したんですか、予算的に。その科目があるかなと思うんですが。それと、そのA E Dというのは初めて聞いたんですけど、そういうものがあつたとすると、それも地区市民センターだけじゃなくてということですか。地区市民センターは入っていますよね、今。

諸岡 覚委員長

何個ぐらいどんな場所に配置したんですか。

中尾環境部理事

大矢知連合自治会の中の17集会所につきましてA E Dの補助を行いました。約300万円ほどでございます。

村上悦夫委員

そうしますと、それは維持費とかそういう問題が今度出てくると思うんですよね。そういう問題も一応また出していくつもりですか、環境部で。環境部で出すこと自体がおかしいんじゃないですか。

中尾環境部理事

消耗品につきましては、ご存じのとおり、A E Dにつきましては、二、三年でパッドの交換、あるいはそれに続きまして数年でバッテリーの交換というのが出てまいります。当初は消耗品は自治会でという話はさせていただいたんですけれども、やはり新総合ごみ処理施設の事業を進める中で、平成23年度に、このパッドの消耗品について補助を行っております。これが45万円ほどございまして、合わせて三百数十万円の補助をA E Dに関して行っておりました。

諸岡 覚委員長

済みません、それは補助なんですね。そうすると、補助金の中に入っているということは、終期も当然、さっきの話で出てくるんですけれども、補助なんですね、名目は。

中尾環境部理事

単発の補助ではございますが、先ほどのあれでございまして、10分の10といいますか、100%の補助、自治会で購入していただいて、それに対して100%の補助を行った形でございます。

諸岡 覚委員長

単発の補助ということは、1回限りで今後はないということによろしいんですね。単発

なんですね、あくまでも。そういうことでいいんですね。

中尾環境部理事

その当初のAED本体、それから消耗品、それぞれについては単発ということでございます。

諸岡 覚委員長

今後はないんですねと聞いているんです、単発ということは。今後もあるなら、それは継続ですよ。

中尾環境部理事

今後の消耗品につきましては、ご指摘もあります。消耗品の更新、いわゆるAEDがある間続くことになりますので、これについてはちょっと自治会に見直したいということで理解を得たいというふうに考えてございます。

村上悦夫委員

もう何もありませんと答えを出してもらったのがよかったなと思って。今さらそんなの出てくるって。

諸岡 覚委員長

やぶをつついてしまったかもしれない。

村上悦夫委員

ああ、えらいやぶをつついてもうた。草刈りとかそういう問題だけやということで終わればそれでよかったんやな。だけど、この問題が出てくると、これはなぜ今まで協議に、この地元要望に対する問題の中に入っていなかったかということですよ。それは過去だっているけど、平成21年はもう既にごみの問題が浮上しておったときですから、やはりそれだったら地元に対してこういうことをしましたよということは環境部として上げておらないかんわな。それでまた、それはみんな知っておるの。

諸岡 党委員長

これに入ってますか、補助金見直し一覧に。これは入ってないか、23年か。

今の村上委員のご指摘の中から見えてきた部分なんですけれども、先ほど来、加藤副委員長の話もそうなんですけれども、この補助金、負担金見直し一覧について、今回特に予算委員長の方からもしっかりと議論するよというふうに申しつっております。特定の、今の案件だけということではなくて、先ほどの副委員長からの指摘もあったように、補助金の契約自体のあり方、例えばさっきの更新であればそれは終期が設定されているというみなし終期ですね、ある意味。あるいは先ほどの話でも、A E Dは単発であるという言い方けれども、実際、次も来たら恐らくやるんだろうけれども、それを果たして単発と言っていいのか。一連の補助金、負担金の終期設定のあり方について、これは全体会に提案をしていくということで取り計らわせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

それは個別の案件ということではなくて全体のということで。

加藤清助副委員長

上げていってもらうのはいいんですけど、さっきの話の内容を聞いていると、公会所への設置の補助になるから、そういう所管、それだと市民文化部。だからそれがどういう関係のいきさつで環境部の持ち出しでやったのかというのものもあるもので、その点も含めてね。

諸岡 党委員長

その点も含めて、また全体会の方に。

川村幸康委員

そうするとそれは、何、新工場をつくるからということで出したの。全然関係ないわな。

中尾環境部理事

今まで北部清掃工場の立地ということと、一つは新総合ごみ処理施設の了承を得る地元に対して説明を行うそのきっかけとして一つの要望を受けまして、先ほどちょっと村上委員がおっしゃいましたけれども、平成21年の6月から8月にかけて初めて市議会の方へ新清掃工場の建設につきまして説明を行いました。その前に、当然地元でそういう話もするというので、了承を得る必要がございました。その辺の中で、環境整備事業として補助を行う。それで、補助金という形をとりましたが、いわゆる環境整備事業の一環として行ったわけでございます。

諸岡 覚委員長

済みません、明確に。環境整備事業の一環なんですか、それとも補助金なんですか。どちらなんですか。

中尾環境部理事

内容としては、北部清掃工場の環境整備事業の一環として補助を行ったというものでございます。

川村幸康委員

例えば不特定の人が集まるところにA E Dの補助とか、スポーツの運動施設とかあるのはわかるとるんやけど、例えばそれがごみの環境整備の、ごみ処理場をつくるためのあれとは少し話が違うというのを分けておかんと、何でもかんでもやったのかなという気がするんやわ。議会にそのことの予算の報告が全くなかったと思うで、私ずっとおるでさ。そうするとそれは、少し別の意味での問題も残しとると思うとるんやわ。それは使うてもええよというのと、政治的な判断で市長が言うておるような学校の部分もあるんやろうけど、公会所やでな、そうすると、四日市全体から見たときに、大矢知の人がだだをこねて取っていったという話にしかならんで。大体、環境部じゃなくて四日市の考えとしても、どこにでも集まったらA E Dつけるんかという話と違うやろう。公会所は地元のものやろう。市の施設と違うやろう。そこらで分けとったと思うんやわ、A E Dの設置するときの市の考え方というのは。そうしたら、やっぱりそれはA E Dを言われたけれども、出せるかどうかというチェックは要ったんと違う。議会のチェックがかかっておれば、議会はそれをノーと言ったよ、多分ね。出せるものなら出してやってもええやんかという話の空気はで

きとったと思うけど、情報を秘匿しとるもんでそうだったん違う。それは議会に出さなあかんよ。出して、それは適切かどうかという議会のフィルターも通したら、そんなの誰が考えたってわかる話や。これは今初めて知ったけど、ずっとってそんな。なあ、皆さんもずっとなかったよね、説明が。地元やと特につらいぜ、逆に言うたら。だから、それは隠すであかんのさ。明らかにして出して、どうですかという話にしとかんとあかんのに、それじゃなくて別のものなら地元として言われればそれは考えるという話があるけども、わからんところで隠したという体質が問題だよ、これ。だから。

(「自治会のあり方も考えないかな」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

特にオール四日市として、公会所にそうしたらつけるんかという話にはならんやろう。だから、それはごみの問題もあるけれども、その体質に大分問題がある、隠したという。どう、そこらは。全体会で上げる補助金のそういうあれの委員長が言われたところがあるけれども、個々個別の問題としてこの委員会で少し触っておくのは、説明がなかったということと、それから環境部の費目で出せやんだと思うし、幾ら対策費、補償とかいって何でもええといっても、ある程度四日市全体を見渡してもそれは可能なことかどうかというチェックがないとな。それは私らのチェックがかかっておったら絶対そんなのなかったんや。

諸岡 覚委員長

わかりました。ちょっとその辺の、幾らぐらいのものを幾ら、17カ所ですか、出している、そのときの契約書的なものもきっとあろうかと思うんですが、覚書的なものが、そんなものをちょっと昼休みの間に資料として用意をしていただいて、休憩に入ります。

それで、もう一つ済みません、川村委員、これとは別件で挙手されていましたが、その質問について昼の間に資料請求あるならば、先に。

川村幸康委員

ないです。

諸岡 党委員長

よろしいですか。

川村幸康委員

言っておくと、聞こうと思ったのは幾つかあるけど、この繰越明許費じゃないやろという、この間から議論してるけど。これも公害患者の方が、もう使わんというお金やろう。それで、これは繰越明許費で上げとるんのやわな。繰越明許というのは、予算をつけて次の年に使えなかったら次の年度で使うというのが繰越明許費やで、そういう意味からいくと、違うものにするか何かで、この予算書見るとそうやってなっとるんやな。

諸岡 党委員長

はい、わかりました。そうしたら、それはまた午後の議論とさせていただきます。とりあえずそれに関する資料請求はないですね、今のところ。

川村幸康委員

それとあと、粗大ごみの推移をもう一遍持ってきてと思って。

諸岡 党委員長

粗大ごみの。

川村幸康委員

1個当たりの単価がどれぐらいずつずっと下がっていったか。

諸岡 党委員長

ああ。その資料もじゃあ用意を昼休みの間にしておいてください。粗大ごみの1個当たりの単価の推移。

他に資料請求はよろしいですか。

川村幸康委員

はい。

諸岡 覚委員長

では、その資料を用意していただいて、休憩に入ります ちょっとお待ちください。
どうぞ。

益川新ごみ処理施設整備課長

先ほど村上委員さんからの測量と設計の内訳でございます。測量につきましては、2566
万3185円、設計の方が2168万5865円でございます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。では、暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

12:00 休憩

13:00 再開

諸岡 覚委員長

お疲れさまでございます。それでは定刻になりましたので、再開をさせていただきます。
午前の部で途中で終わってございました件につきまして続けてまいります。資料が提供さ
れておりますので、まずは資料の説明からお願いいたします。

中尾環境部理事

済みません、AEDの環境整備事業費の件でございます。今お手元に3冊とありますが、
お配りしてございます。一つは、これは順番が逆になっておりますが、一番下がAEDの
本体、平成21年2月に連合自治会の方から要望をいただきまして、その明細と金額、金額
的には305万7000円ほどになってございます。これが16カ所、それから真ん中につきまし
ては、ちょっと配置の集会所で調整がつかせんで、後で追加ということで19万1100円と
いうことで、あわせて17カ所。それから平成23年4月の要望が、これは消耗品でございま
して、このAEDの自動体外式除細動器のパッド、大人用、子供用のパッドをそれぞれ19

組ということで、44万8000円ということでございます。これにつきまして要望書とそれから関連の交付申請関係の書類を添付してございます。ここに記載のとおり、あくまでも北部清掃工場の周辺環境整備事業の一環として北部清掃工場の管理運営費の中から支出したものでございます。気持ち的には新工場の部分がございましたが、あくまでも北部清掃工場の周辺環境整備事業の一環として補助したものでございます。

須藤次長兼生活環境課長

生活環境課の須藤でございます。引き続きまして、もう一点の資料の方、粗大ごみ戸別有料収集についてという……。

諸岡 覚委員長

ごめんなさい、これはまだこれに入っていませんので、後ほどまた川村委員からこれが終わった後に質問があると思いますから、これはまた後ほどご説明ください。

では、資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。質疑を続行してまいります。

村上悦夫委員

なぜこういう約束や、実際にこの補助金として支払った、そのときになぜこの委員会でも、こういう問題があるということの問題提起してくれなかったかというのは、こうなる悔いが残りますね。予算執行からずっとだまし通してきたというふうにはしかとれないような状況になってきたと思うんですよね。やっぱりこの環境整備事業、これもアセスメントの問題から僕も聞き出して、中尾さんが正直におっしゃったことなんですけれども、やっぱり僕の単純な質問は、アセスメントというのは2度もやるものかなと。新しい立地するところに、工場建設はアクセスをとるのに二、三年かかると。だから今の現地がいいんですよというような説明がずっとされてきたと思うんですよ、委員会でも。だから、場所的には現在のところが平成28年度に向かって一番いい立地条件のところですよという説明を受けていたのに、この環境アセスメントで2200万円も投じているから、その辺の疑問があって尋ねた結果、こういう資料が出てきてしまったんですけれども、これは議会を無視しているね、こういうやり方は。これは補助金となると、先ほど加藤副委員長から言われたように、補助金なら地元負担がなけりゃいかん、これを見るとゼロ。こういう状況で補助金、自己負担ゼロです。100%出しているということになりますので、こういうことをゲ

口されるような状況になってしまうと、議会って何なんだということになりますし、環境部自身が交渉するがゆえに地元自治会から言われたことを何でもかんでも聞き入れていくという体質がもう問題だと思うんですよ。

それとまた、相手は自治会ですけれども、自治会のあり方検討会を何とかしてくれて僕は一般質問でもやってきた。市民文化部も館長会でその問題を取り上げて数回にわたってまだ総括はしてもらってないですけど、自治会の声が全てニーズだという捉え方をしていくと、ゆがんだことも全てそれを政策的な反映をしていくために、こういった影に隠れた部分をなあなあでやってしまうということ自体が非常に問題があると。これは金額的にわずかなことですよ、実際はね。こういうことが積み重なって大きな問題に発展していくんじゃないかという気がしてならないんですね。じゃあ、声を上げて言ったら何でもやるんかということにつながっていくような、市民の目線から言ったらそういうふうに思われがちになるんじゃないかなという気がします。

これは環境部としてどう処理していくんですか。この結果を踏まえてどう対処するの。これは今まであなた方は隠し通せるものだと思って隠してきたことだろうと思うけど、僕は、環境アセスメントの2200万円が高いな、何かあるんかなという気持ちで尋ねました。もともと立地するところの問題から端を発しておるんですよ。違った場所では環境アセスメントに数年かかる、お金もかかるということで、この現地が一番妥当性があるということとをずっと説明されてきた。そこでまた2200万円も、どうお金だろうなという質問なんですよ。それで草刈りだけでよろしい、それ以外ありませんかと言ったらこういう問題が出てきた。これはどういうふうに、部長、経過を。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってください、論点整理したいんですけども、これは別に環境アセスメントの経費ではないですね。費目は何で支出されていますか。

中尾環境部理事

環境部理事中尾でございます。

これは北部清掃工場費の中の管理運営費の中から支出してございます。

諸岡 覚委員長

平成21年度ですね。

中尾環境部理事

はい、費目としては補助金で支出してございます。

諸岡 党委員長

管理運営費の中の……。

川村幸康委員

決算書の何ページなんですか。

諸岡 党委員長

ことしの決算ではないですね。

川村幸康委員

決算や。ことしの決算、委員長、これにあるんじゃないですか。

(「パッドだけです」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

パッドだけが入ってるやろ。

(「うん、あったな」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

決算書でいうとどこにある。

(「44万8000円が入るとるな」と呼ぶ者あり)

諸岡 党委員長

ちょっと待ってください、このパッドについては平成23年度、ことしの……あ、去年の4月か。ことしの決算ですね。決算書のどこに入っていますか、このパッド代の44万何がしというのは。

中尾環境部理事

決算書の209ページの上半分の19番の負担金、補助及び交付金の支出済み額517万7975円の中に入っています。

諸岡 覚委員長

では、先ほどの村上委員の問いかけについて、部長、お答えください。どのように処理するのか、どのような判断、見解なのかということ。

田中環境部長

この事業、先ほど申しましたように、ほかに地区要望に他に応えたものはないかという委員のご質問に対して、私ども答弁させていただきました。それで、この支出の趣旨といえますのは、今、理事の方からもご説明させていただきましたように、現北部清掃工場の立地に伴う環境整備、地元対策と申してもいいと思いますが、その一環として支出させていただいたということでございます。ですから、私どもとしましては、決して隠し通すとかそういった気は一切ございません。これは申すまでもございません。当然これは地元垂坂、あるいはそれを含む大矢知連合自治会との良好な関係を築くためということございまして、当然、その伏線と申しますか、延長線上には新総合ごみ処理施設整備という事業ということも念頭にございましたけれども、それが相まって、繰り返しになりますけれども、良好な関係を築くために、あるいは事業の円滑な実施あるいは今後の遂行を図るためにやむを得ない措置ということで支出したところでございます。

ただ、このA E D、午前中もございましたように、いろいろ維持管理費が非常に多額になります。ですから、この辺につきましては、これも午前中、理事の方からご説明いたしましたように、今後につきましては、これはもう地元の方でご負担いただくようにということで、現在、調整をしておるといところでございまして、そういった方向で、ぜひとも今後は正すと申しますか、そういう方向にもっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村幸康委員

そうすると、部長の答弁聞くと、これは一つはまず議会に説明せんだということは今からわびてほしいなと思う。一切なく、隠したでな。隠してないというけど、隠したんや、これは。

もう一つは、今言う話からいくと、本来これは出せるものじゃなかったがずっと出し続けてきたというニュアンス。出せるならずっと出してたらええやんか。適正度をとるんやったら、これからも。そうやろう。だけども、議会が今度予算つけるときにというけど、使うてしもうたで何もありませんという話と少し違うと思うんやわ。だから、きちっとその辺の答えはせんとあかんのと違う。

諸岡 覚委員長

隠したかどうかというのは、ある程度主観の問題で、隠したという言葉が適切かどうかわかりませんが、少なくともこれについての議会への説明は過去に一度もなかったというのは、これは事実でございますので、それについての部長のご見解をいただきたいと思えます。

そしてもう一つは、先ほどご答弁がございましたけれども、今、川村委員が言われましたように、去年出しているのであれば、それが適正な支出というのであれば、今後も出していくのが筋であるにもかかわらず、今後は出さないという方向性を今示された、そのロジックの変化は何なのかということについて、説明願います。

田中環境部長

少なくとも今委員長がおっしゃっていただきましたように、これまでこの支出につきましては一切議会の方にはご説明をしてこなかったということにつきましては、この場をおかりしましておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それで、2点目でございますが、例えばこれも午前中の議論にございましたように、例えば清掃とか除草とかそういったものは、何と申しましても地元との、先ほど来申していますように良好な関係を築くための潤滑油的なものということで、どうしても必要不可欠な部分がございます。ただ、その中で、今回のこの1回あたりは数十万円かもわかりませんが、AEDが設置されておる限り、今後かなりの期間続くということでございますから、

これは結局程度問題と申しますか、少なくともこういう今後ずっと継続が予測されるようなものにつきましては、やはりその良好な関係を築くために必要不可欠な部分というのは、当然そういう視点も必要でございますが、少なくともこれにつきましては今後も続く、あるいは他にもA E Dというのはいろいろ設置につきまして維持管理費が非常に高くてつくというふうないろいろなご意見もある中で、これにつきましては、ぜひとも今後縮小する方向でいきたいということで今ご答弁申し上げたところでございまして、そういうことでございます。ですから、今後これにつきましては、当然地元とのご理解ということにもなりますが、そういった姿勢で私ども臨んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村幸康委員

良好な関係で、潤滑油は必要と思うけど、潤滑油なら俺はこれやと。逆やわな。ということでしょう。潤滑油にならんやんか。要するに一回出し始めたものを今とめてしまうのはむしろ。

諸岡 覚委員長

おかしいんじゃないかという指摘ですね。

川村幸康委員

そう、それと、結局、適正なものならずっと続く、潤滑油が。毒やったってということやん、とめるということは。そうやろう。そこを認め、今、部長の方針転換は何があるかという、きょう決算やで、不認定してくださいということを言うておるようなものやで、変えるということは。何でかという、潤滑油で適正な関係を続けるで何してもええということとは違うんやで。そうやろ。だから逆に言うと、適正な関係で続いたつもりやったけども、一つは議会にも報告できやんようなことで進めてきたという中において、やっぱりそれは問題があったし、なおかつやっぱり内容にも議会への報告書とか問題があったんや、これは。公会所やもん。例えば大矢知の地区市民センターとか、市の施設ならまだわからんでもないけれども、地元の施設やでな。公会所ってそうやろ、市の財産じゃないやろう。地元の財産やろう。そこへ出してくるとすると、今度はA E Dの設置の一つの市の基準というのからすると、全然むちゃくちゃなことしとったわけや。担当部署でも聞いてないや

ろうし、それは。公会所の補助金出してるような市民文化部でも聞いていないやろうし。だから、相当情報を秘匿をしとったのな、隠したもんだであかんのや、それ。これ、隠さんで出てきよったら、その予算のときにこれはあかんでとはねられる代物や。これを認めるか認めやんかや。認めやんというのは続けやなあかへんで。言い方がえるけどな。だからやっぱりそれは不適切な支出をしておったんやと。すると、今回の決算はここは認定できやんぞという話になるんやでな、方針転換するんだったら。私らも聞かされた限りには、そこは正す必要があるでな。

諸岡 覚委員長

潤滑油として、地域と仲よくやっていくために必要なものであるという判断でこのパッドは交換をした、あるいはさかのぼってA E Dを支給したと。よって、今後も地域と円満にいくためにパッドを続けていくという話であれば、話としては筋が通るし、美しい話ではあるんです。ただ、それを認めるかどうかはまだ別問題なんですけれども、ロジックとしては通るんだけれども、部長のお話だと、円満になるために支給した、しかしながら来年以降は円満になるために支給しないという、これがちょっとロジックとしてどっちが円満な道なんだということになるので、本音として、意思としてはどうなんですか。

田中環境部長

これはその事柄の性格にもよると思いますが、このA E Dの支出について申しますと、やはり時と場合に応じてそれが適切という場合もございますし、その状況が変われば不適切という判断もあるのかなと、この性格につきましては、そう考えております。そんな中で、その平成20年度、平成19年度の支出なり、あるいはこの昨年の支出につきましては、先ほど来申し上げておりますように、地元との良好な関係を築く、そして今後の事業展開がより円滑になるように進めるという意味では、適切な支出であったというふうに考えております。しかし、今後につきましては、その状況が当然刻々変わってまいりますので、これにつきましては改めて見直す必要があるという趣旨で申し上げたところでございます。以上でございます。

川村幸康委員

いわば、子供がおもちゃ買うてとって親子関係を良好に保つために買うのとは少し違

うと思うのやわ、税金使ってやるのはな。地元にごみ処理場を建てるという中で、四日市市民もそれはそうやな、納得やなということさ。くどくど言わんけど、隠したというところに不適切さがあるわけや。議会に言わんだというのがな。こんなの買いますよ、公会所に、大矢知地区にはごみ処理場を建てさせてもらうのでこういうのを全部支給しますよという話をせなあかんのがあんのや。そこだけでもあかん話や。逆にいうと暗に不適切な支出をしたわけや、議会に隠して。

それ以上に今回問題があるのは、子供におもちゃを買うたのとは違うんやで、A E Dというものなんやで、A E Dの設置する場所とか、それからA E Dを市の税金として買うてもええ場所というのは市の基準としてあるんやさ。それに基づいてやっとなるだけの話なんやさ。極端な話、クリスマスか誕生日に買うたのよというならようわかる話やけど、言われたで買うたのではあかんわけや。市のA E Dでも公の施設でどこどこにどうやってどういうふうにしてやるというのは順次導入してきたはずなんやさ。まるっきりそこを無視しとるので、逆に言うところには通らんのと違ったんかなと思うんやわ。議会に隠したということはな、買うてもらえやんて、あかんよと言われる代物やで隠したんやさ。違うか。そうとは言いにくいと思うけど、そう思われても仕方がないということと、もう1個、監査か、それとも市の内部の要綱の中で、議会に知らせやんだということも大体罰則なんやろうなと思う、自治基本条例かなんかでもな。説明する責任はあったんやで。それも明らかに条例違反なんや。それにプラス、そのA E Dをそういうふうを買えたんかなと思ってさ、俺。設置要綱かなんかがあったのに違反してへんのかなと思って。そこを全部地元との潤滑油と言われると、それは少し行き過ぎたんと違うんかなと思うんやけどな。

諸岡 覚委員長

今、条例違反ではないかというご指摘ですけれども、意図的に隠したかどうかというのは、これはもう先ほどから申し上げているとおり主観によるものだと思うんです。現実的には、例えばことしに関しても管理運営費の中で、あ、管理運営費じゃなかったっけ、とにかく負担金の五百十何万円でしたか、その中に入っていると。その明細についてはさすがにそこまで細かい資料はなかったけれども、その金額はきちっと入っていて、それを見つけて指摘をしていくのが議会の役割であるという部分では、平成21年度の私たち議会の決算審査が不十分であったというのは我々の反省するところでもあるのかというふうに思います。

その上で、この議論につきましては、当分科会といたしましてはまだまだほかにも委員会議案がありますし、決算委員会のルールに基づいて全体会に送るべきものとし、その理由は、分科会で結論に至らなかったものというものがございますので、もう少し時間はとりますけれども、最終的にはこの部分につきましては、全体会に送って全体会ではかっていくというふうに取り扱わせていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

竹野兼主委員

今、委員長が言われるそれで結構ですけれど、それやったら、もう時間をとらずに全体会のところで時間をとってもらえればいいかなと思いますし、あと、その今の意見の部分では、手を挙げとるんですけど。

諸岡 覚委員長

どうぞ、続けてください。

竹野兼主委員

もう全体会で僕はそうしたらそのときに話させてもらおうかなという気持ち。

諸岡 覚委員長

いや、まだ大丈夫、意見あればどうぞ。

竹野兼主委員

済みません。今、いろいろなお話聞いているんですけども、この平成20年度か、一番最初は。いろんな自治体のところにこういうごみ処理施設、俗に言う迷惑施設のところのいろいろな施設を見せてもらったときに、こういう移転の反対の部分、移転をしてくるに当たってこういう状況をどのように解決しているんですかというのをいろいろな自治体のところで私自身が聞いてきました。その中で、さまざまな地域によって道路整備とか、それからごみ処理で起こる熱を利用したいろいろなプールとかなかそういうようなものの中で、その地域に迷惑施設をつくるかわりに、そういう予算的なものが実際に執行されてきたのは、どの自治体でもそういうのがあったので、多分、その部分でこういう形がとられたのではないかなというふうに推測するんですけども、それを部長は今そうやって言

われているけど、それで合っているんですよね。

田中環境部長

その思いでございます。

竹野兼主委員

だから、今の話の中で、隠すという部分の中で、隠したというよりは、中身が迷惑施設に対する地域住民の、そこに設置して運営していくに当たってのそういうものが、今までそれ以前にも多分そういうものがあったという形で、今回A E Dがそれで本当によかったのかどうかはわからない、今言われれば僕らも聞いてもA E Dって本当にいいのと。例えば17カ所とこうやって出ているんですけど、今度新しい新ごみ処理施設を設置するに当たっては、いろいろな近隣の地区のところの要望かなにかをつくった中で、A、B、Cとか、要望を受けるに当たっていろいろと精査されましたやんか。Aのところに関してはこれはできるけど、Bのところはここまで、Cのところはできないよみたいな話をされてきた中で、そのA、B、Cを順番づけた部分の中では、ひょっとしたらそれは間違っておったのではないかなという気はせんではないんですけども、そのところの予算の中で執行できる、今言う条例違反には当たらないのではないかなという、僕自身は今の話を聞いていて、運用の中の適切というふうに言葉を言っていいのか、僕はちょっとわかりませんが、許容範囲内であったのかなというふうに聞かせていただいたという、意見だけ言わせてもらっておきます。

諸岡 覚委員長

他にご意見、続けてございましたら。

(なし)

諸岡 覚委員長

今、竹野委員が言われましたように、日本全国でこういった施設に関しては、例えば温水プールをつくるであるとか、いろいろな地元対策事業というのはあって、それ自体が決して悪いものではないというふうに思っています。どうしても必要なものはあり得るんだ

というふうに思っていますが、例えばそういったもの一連もろもろを、こういう例えば管理運営費にまぜるとかそういうことではなくて、きちっと羅列をして、どんな要望があってどんな支出をしたかというのは、今後例えば予算をつくっていく上においても、地元対策費みたいな費目を新たにつくっていただいて、きちっと決算においても地元対策としてこんな事業でこれをつくったというのをきちっと出していただいた方がわかりやすいのではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

中尾環境部理事

これまでは北部清掃工場につきましては、北部清掃工場の管理運営費の中で、その地元対策費といいますか環境整備事業費を支出してまいりました。ただ、新ごみ工場に関しましては、その環境整備事業につきましては、皆様に以前からお示しさせていただいたとおりですし、その中に環境整備事業という項を起こしまして明らかにさせていただくべく…
…。

諸岡 党委員長

もう少し、だから個別の事業をきちっと明記した上の決算書をつくっていただかないと。

(発言する者あり)

中尾環境部理事

新総合ごみ処理施設につきましては、以前からも議会の皆様にお示しさせていただいているとおり、AとかBとか評価がつかしましたけれども、あれにつきましては、前回はそれで2月定例会議会のときにもお示しさせていただいたとおりの、ああいう環境整備事業でやっていきたいということでお示しさせていただいたところでございます。

川村幸康委員

議員説明会では3回しとるのやわ、それは。地元要望どうやということと議論は。一遍もなかったやんか。だから隠したって話やな。抜け落ちたという話とは違うわけや。だから、意図的やないかと言われても余地がないの。わかる、言うとする意味が。議員説明会3回しとるわけや。そのときに地元の対策の要望やから全て出してこいよと言ったのを、こ

れでもないやないかといって全部出してこいよといって3回やったわけや。そのときに出てきてないんや。今回初めて説明したんやさ。だから、隠したんと違うんかと言われても仕方ないの、これは。そこは弁解の余地がない。隠しとったもんで、逆に指摘されたら、今度は出しませんわという話になるもんで言うとの。

竹野兼主委員

いや、今の話で、川村委員が言われておるのは、この新総合ごみ処理施設の事業に係る部分での要望のところでも3回やった話は聞いてます。これは平成20年度にかかったときの管理運営費の部分のところでも支出したのについて、その後それを出してしもうたことによつて備品が必要やというのが出てきたやつやで、隠しとるって、その3回やったところで隠したというのとは違うと思うんやけど。

川村幸康委員

だから結局、要望事項として出してきてくださいよと言ったときに、一覧で出てきたときに、この委員会でも提示されたときにもこれは入ってなかったわけや、そのときから。今回初めてでしょう、きょう初めてでしょう。

竹野兼主委員

それはわかってますよ。

川村幸康委員

だからそうや。

竹野兼主委員

だから、新総合ごみ処理施設と……。

川村幸康委員

そのときやんか。大矢知の学校問題で最初に地区要望で、地元のあれに入るには中学校を建てなならんと。そのときの対策費からの中の要望事項を一覧にして出してきてというのは、俺は四、五枚もらっているわけだな、委員会につき。そのときからすると、一遍も

入ってないというの、これは。入ったら言わんというの。一度も入ってない。平成20年度、もろうとるもん、俺ら。資料あるもん、俺。

須藤次長兼生活環境課長

このAEDの支出につきましては、実は私どもの生活環境課の方で取り扱ってございます。分けにくいですが、これは北部清掃工場、現状の清掃工場の環境整備の一環ということで、予算的にもその中から管理運営費として支出してきてございます。これまで議会の皆様にご説明申し上げてきた地元の対策環境整備というのは、私どもの認識の中では新工場建設に伴ってという意識の中で取りまとめてきておったということがございまして、意図的に隠したということではなくて、そういう意識でもって取りまとめてきてしまっておったという中で、これについては計上されていなかったというふうにぜひご理解いただきたいと思います。

川村幸康委員

そうすると、計上されてきてなくて、きょう初めて明らかになって、今度は出さないというふうに答弁されたんやけども、そうすると、やっぱり不適切やったと認めとるといふことの確認だけはよろしいかという話じゃないですか。

田中環境部長

それにつきましては、先ほど申しましたように、時々判断と申しますか、それで、今後につきましては、従前出したから、またその合理性と申しますか、それがそのまま当てはまるということでは決してなくて、またその時点で再度改めて見直す必要があるという趣旨でご答弁差し上げたところでございます。

諸岡 覚委員長

いや、ちょっと部長、それは答弁がずれてきた気がするんですが、最初のご答弁ですと、川村委員の質問に対し、今後は地域と話し合いをして廃止していく方向でというふうにおっしゃってました。それで、今のご発言だと、その時々判断でということ、そこでちょっとまた方向性が変わった気がするんですが。最初のご説明があった、今後廃止していく方向でというのは撤回されるということですか。

田中環境部長

いいえ、ちょっと私の言葉遣いがまずかったかわかりませんが、当然私どもは、今の、例えば現状、この時点で、昨年の4月の支出を出すことが適当かどうかというときに、私自身は、これは非常に、まあ不適切という言葉は適正じゃないかわかりませんが、いかななものかということで廃止すべく、そういう方向で今後地元理解を求めていきたいという趣旨で申し上げます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

ちなみに、去年とことしでどういう環境変化があったんですか。その去年はよかったです来年以降はちょっと厳しいという判断は。

田中環境部長

現工場につきましては、これは当然現工場がある間は、現工場に伴う環境整備という視点がまずございます。それから当然、新総合ごみ処理施設につきましては、これも大きく踏み出しておりますので、今後は新総合ごみ処理施設という観点から地元環境整備というのが必要となってまいります。そんな中で、新総合ごみ処理施設につきましては、先ほど来出ておりますように、いろいろなご要望もいただきまして、一定の検討と申しますか、整理はされておりますので、その部分で地元との円滑な関係、良好な関係というのは維持できるのではないかと考えております。それでまた、当然ながら平成27年度までは現工場はございますけれども、それにつきましてはもう徐々に新総合ごみ処理施設の方の環境整備にシフトしていくという意味で、時点時点によって判断基準は変わってくるのかなというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

それでは、大変これは難しい問題ですし、相当過去にさかのぼってくる話でもあらうかと思えます、関連して。議案自体は、このパッドの四十何万何がしという金額なんですけれども、その根拠というか、さかのぼっていくと古い話にもなってこようかと思えます。先ほど申し上げましたように、当分科会では、ここで一旦、結論を出すのではなく、全体

会に申し送るということで、委員の皆さんのご賛同をいただきたいと思います。それでも、少なくともこの分科会では一旦この話は終結をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

川村幸康委員

委員長、ちょっとただしておきたいことで、課題だけちょっと投げかけておいていいですか。

諸岡 覚委員長

はい。

川村幸康委員

幾つか整理を。

例えばその最初に出したときには、北部清掃工場の整備事業の一環としてなんやけど、いずれにしても、どっちかというと安心・安全のために受ける補助金として要望してるわけやな、これ。補助金の交付として出しておるわけや、あくまでも。環境整備としては出してないんやさ、これ。補助事業実績報告書で補助金交付の決定通知なんやさ。補助なんやさな、対策費じゃないんやさな、これ、さっきから言うところていくとな。あくまでも補助金なんやんか。この補助を続けてきた中で今度はそれに伴う更新に対するまた補助をということなんやで、部長が言うところのようにすると、その補助はずっと出し続けなあかんことなんやけど、その時々というのは、補助金をかえて支出をするということなのか、さっきの委員長とのやりとりで、対策事業として出し続けるということなのか、補助金としての適正さはないで、指摘されたら、補助金でないのでは出していくという話を言うてるのがあんまりわからんだもんでさ、全体会へ上げるにしても、どういう考え方で今の言葉が出とったんかが、少し確認だけ。

田中環境部長

例えば今、先ほど来、少し前に委員長からございますように、例えば地元対策費というふうなフレームがあって、その中でいろいろな支出をするということならば、これは今回補助金で出しておりますが、そういった広い意味での地元対策費になるかと思いますが、

現時点では直接の私どもの費目としては補助金で出しておるということでございます。そんな中で、その趣旨と申しますのは、費目と申しますのは補助金でございますが、趣旨と申しますのは、その地元対策と申しますか、地元への理解を得るための支出ということでございますので、そういった意味で見直しを図る必要があると考えております。

諸岡 覚委員長

論点としては、このお金の出す本来の趣旨は何かということ、これは地元対策であるということがメインであるというご説明ですけれども、その地元対策として果たしてA E Dが適切なのかどうかということもまた一つの論点になるだろうと思います。そういったことを申し添えて、全体会の方に上申していくということでまとめさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

川村幸康委員

それともう一つ聞かせて。この補助金等交付の規則の第13条とか第4条とか第3条とかありますやんか。この辺はどういうことになっとるのかなと思ってさ。だから、切り方を変えると、新総合ごみ処理施設とは全然関係ないわけや、環境整備というとるけどな。書面に残る足跡は。だから、極端なことを言うと、説明をされているこれだけを見ると、各地域から公会所に設置要望が上がってくると補助金は出すということにもなるのかなと思うとるもんでな。そこらだけきちっと整理して、全体会までに。

村上悦夫委員

先ほどの議論を聞いておると、このA E Dについては現在の設備に対する支出金のような理由を述べられましたけれども、これ、昭和40年代の現有設備で。そんな当時にできたものに対する地元の円滑を図るための設備というのも、これの補助というのもおかしな話やなと。やっぱりこの新総合ごみ処理施設に対する考えの中での、円滑にうまくいくようにというような意味合いが含まれてないと、もう旧施設をかえようかというときに、その旧施設の中での対策費としてって、これはちょっと急に湧いてくるような話ですから、その辺もちょっと答弁が曖昧さがあると思うんですよね。やっぱり新総合ごみ処理施設のこ

ういう施設に対する潤滑油という捉え方をすると、やっぱりこの新工場に対する土木要望もしかり、全ての地元要望の中にくみするものやと私は思います。でなけりゃおかしいよ。設備がえの問題が出てからの話ですから。

以上。

諸岡 覚委員長

それでは、このAED関連については一旦話を終結をさせていただきます。これに関しては、先ほど申し上げましたとおり全体会上げていくこととさせていただきます。

これ以外の部分で他にございませんでしょうか。

川村委員からご質問がございましたね、そういえば。午前中、粗大ごみ戸別有料収集についての年度別の推移の質問がございますので、資料請求がございますので、それに伴い質問から入ってください。

川村幸康委員

粗大ごみの戸別収集が、当初1万円ぐらいかかっておったのが、ずっと多分コストが下がってきたと思うんですよ。平成十何年からしたんかな、これ。平成16年やったかな、平成14年か。すると、もう10年たったわけや。公費負担も減り、1個当たりの経費もあれで、安定してきたかと思うんやけども、新総合ごみ処理施設の稼働に伴って、ごみの収集体制、それから今回でも載ったけど、埋め立て処分場延命化事業というのは燃やさないごみの外部委託費やと思うんですよ、この1億6200万円ぐらいは。こういう今の体制からどんな体制にするかというのは去年も1年間ぐらいかけて、新総合ごみ処理施設をつくる入札もあるやで、ある程度方向性を示してほしいと言ったのが一つと、まずそれだけ一遍聞きたいなと。

須藤次長兼生活環境課長

新総合ごみ処理施設が整備されるということで、その仕様につきましては、これまでご説明しておるとおり、燃やさないごみのプラスチック系のものが燃やすごみとして一緒にこれから処理できるということ、それから粗大ごみ系も破碎処理施設を持つということで、破碎し、資源と燃やすものというふうに分けて処理していくということが大きく変わります。それにつきましては、これからの分別も恐らく今までの燃やさないごみというのはな

くなって、ほとんどが燃やすごみというふうに移行していくと。燃やすごみの中でも壊すようなごみ、破碎処理をせないかんごみというのは別収集といいますか、分けて壊すごみというようなもので別に収集するというような方に移行していく予定でございまして、もう少し細部をこれから調整して、住民の皆様にもご説明していく必要があるかというふうにご考えてございます。

そのような中で、粗大ごみの現在の戸別有料収集でございしますが、この制度につきましては、集積所に置けないような大きなものについて各戸に取りに行かせていただく、あるいは各戸の方が、工場へ直接ご自分で搬入できないようなお方、そのようなお方のものを市の方から収集に行かせていただくというような仕組みでございまして、今後、分別収集が見直しになってまいります。恐らくこのような仕組みはそのまま存続させていかないと、集積所に大きなものを置くというようなことが困難でございますので、現状のまま若干の制度の見直しはしてまいりたいと思っておりますが、制度自体は残していきたいというふうにご考えてございます。

川村幸康委員

例えばこの今回の決算でいくと、1個当たり2668円になりましたということなんやけど、何人でやっとして何台の車でやって、これは7648個やで、そこへゼロを三つつけたらええんやで、7648万円収入があったということやな、1000円の証紙張るわけやで。違うの。すると、その内訳はどうなるのかなと思って。何人雇って何個集めて、7648個になるやろう。それで収支でいくとどういう決算になるのかなと思って。1戸はわかったんやけど。

須藤次長兼生活環境課長

この費用の方には、収集していくコストと、それからその受け付けをしておりますのがNTTのコールセンターの方の受け付けで処理しておりますので、そちらのコストもかかっております。あとは売り払っていく部分の収入なんかもございます。ですから、単純にそれで割り戻すというわけにはまいりませんが、この戸別有料収集の経費の内訳と申しますか、そのようなものが必要であれば、提出させていただきたいというふうに思います。

川村幸康委員

いや、要は最初の質問にリンクしてるんやけど、決算なもんで、例えば経費が2100万円

かかっとして、収集個数がこれだけで、1個当たりがこれだけということで行くと、そうすると公費はこれだけ負担しとるわけやんか、1740円な。その収支が、決算やで目に見える形でいくと、この粗大ごみの今のあり方で、今までは最初の当初の9000円、1万円、1個たんすを集めてくるのに1000円の収支つけて9000円ぐらいの公費負担しとったわけやさ。だから、まるっきりよくなかったんが、だんだんと合うてきたんかどうなんかが目に見えるやんのやわな、この書き方は。1個はわかるけど。だから、何人で集めとって、何台の車なら車の経費ぐらいあるやろう、コストは。それで計算するとどうで、悪いとかええとか言うとりん違う、このまま続けていっても新総合ごみ処理施設になってもやってええのか、今後は工夫が要るぞというのが見えるやろう。そこを聞きたいの、明らかにして。

須藤次長兼生活環境課長

具体的には2台の車で4人の者が全市収集時に回っておるといような形でございます。どうあるべきかというものはなかなか難しゅうございます。公費負担が1個当たり1740円、個人負担が1050円というような中でやっておるわけでございますが、その辺、公費負担をどこまで許容できるかということについては、いろいろな議論はあろうかと思うんですけども、お車をお持ちでないような方、運転できない方、あるいは集積所へ自分で粗大ごみを持ち込みできない方へのサービスという性格もございますので、そのような部分については一定の公費負担という部分は許容できるのかなというふうに考えてございます。その割合については、なかなかどこまでというのは難しいところはございます。ただ、その辺はできるだけ公費負担部分を少なくしていく、そのためには収集個数をふやす、あるいは収集コストを下げる、そのような努力はしてまいりたいというふうに考えております。

川村幸康委員

そうすると、公費負担は、今回の決算やと1740円で、収集個数で掛けると1300万円税金使って今回事業をしたと。プラス2100万円ぐらいにかかるとというのは、あとの人がその4人の人件費ということでええのかな。この経費というのは何。だから、私は今、収集コストの7648個を公費負担の1740円で掛けると1300万円ばかりじゃないですか。それに経費がこれだけあとにかかるといことは、本当はもっと高かついとるわけやろう。違うの、どういう計算なの、これ。

須藤次長兼生活環境課長

経費の内訳でございますが、粗大ごみの収集委託、これは生活環境公社の方に委託しておりますが、それが2台と4人分の経費でございます、そちらの方が1428万円……。

川村幸康委員

もう一遍言ってください。

須藤次長兼生活環境課長

1428万円でございます。それから受付業務をN T Tの方に委託してございまして、それが487万6000円でございます。それからこの戸別有料収集の券を売る手数料を各コンビニ等に払っておりまして、それが124万9000円でございます。それが主な経費でございます。

川村幸康委員

そうすると、経費だけで2100万円ぐらいかかって、なおかつ、そうすると税金の持ち出しやで、3300万円払っとるということでええの。

須藤次長兼生活環境課長

今申しましたのが経費でございます、そこに個人負担部分が入ってまいります。その差が税金の持ち出しということでございます。

川村幸康委員

そうすると、今の2100万円以上はかかっていないということや。

須藤次長兼生活環境課長

はい。

川村幸康委員

そういうことやね。プラスそこへ収入1000円はあるということ。そうすると、やっぱり1300万円ばかりということや、かかるとる実際のお金が。入って出て。

須藤次長兼生活環境課長

さようございます。

川村幸康委員

この1300万円ぐらい使って、これの効果があると思うとるという話なんやろうけど、実際どうなの、この30万人の市民がしとって、たんす1個集めてくるのに1000円市民にも負担してもらとるわけやで。3000円ぐらいかけて使うお金の中で、受益者負担取っておるけども、どっちになるのか。

それからもう一つ言うと、今、ステーションになつとるよね、ごみの収集体制は。それも今後、分別がああなる中で手法が、よそを見てくると、夜間の戸別収集しとるところもたくさん出てきておるで、どっちにしようかなというのはもう出さんと、周知も含めて体制づくり間に合わんのと違うんかなと思うんやけど、いかがですか。

須藤次長兼生活環境課長

まず最初の、公費を1300万円ほど負担して戸別収集をしておることの意義と申しますか、そのご質問でございますが、例えば便利屋さんをお願いして取りに来てもらうというようなこともございます。ただ、集積所へご自分で持ち込みできないお年寄りとか、お車を運転されないの自分で埋め立て処分場へお持ち込みできない方とかという、ある意味、生活弱者の方に個人負担で便利さんに頼んでくださいということを見ると、まあその辺は、行政の方でサービスを賄っていくというのは一定の効果はあるのかなというふうに考えてございます。

それから、今後の収集体制ということでございます。現在、ステーション方式で直営、委託ということで各集積所を回らせていただいておりますが、他都市では各家庭の前に出していただいて、それを戸別収集で、その場合はコストがかかってまいりますので、有料というような形に切りかえる場合が大半でございますが、そういうやり方というのは抜本的にあるということでございます。その検討ということでございますが、戸別収集だけではなくて、ごみの有料化という大きな問題にかかわってございますので、さらにもっと大きな視野での検討が必要になるのかなということで、現在のところ、まだ結論を出しておるところではございません。

川村幸康委員

その結論はいつごろ出るのかというのと、どんな場所でどうやって議論しておるの。だから、してますわというけども、具体的に、もうあと4年後か、稼働するの。それまでに収集体制もごみの分別も全部変わるわけやろう。そうすると、もう今ぐらいから検討がある程度出てきて、こうやってやっていこうかなが議会にも示されて、そしてこの体制で市民に周知してやっていきますわということにならんとあかんのと違う。総合計画の中でも新総合ごみ処理施設を建てるとかそんなのになっとるけど、それに付随するごみの収集体制、2年前ぐらいの委員会でも、高齢化に向かっておるのやで戸別収集も検討に入れながらやらなあかんのと違うんかという話は何度か出ておると思うんやけどね。だから、ステーションまで持っていけやん人もおるわけやで、どうやるのやという議論を遅くとももうしとかなあかんで、そのためにも決算である程度、どれが安う上がるんかというぐらいの検討がこの中で見てわからなあかんのやろうけど、方向がな。去年1年は、とりあえず苦労とったけど、燃やさないごみ、プラスチックやなんかの民営化をしたわけやでさ。次どうするかというのを、次の後輩に先送るという考えや知らんけど、今の人でやらんと、これは。

須藤次長兼生活環境課長

ごみの収集方法につきましては、最終的には住民の皆さんに周知しているいろいろなルールを守っていただくということで、時間のかかる作業でございますので、そのことにつきましては、もう現在、検討の作業にとりかかってございます。まずは、その新しい清掃工場の炉の方式が決定したということで、分別方法もようやく見通しが立ってきたということでございまして、現在、その収集のあり方についての検討は始めております。その中でやはり戸別収集というようなことも含めて検討し、平成28年までには住民の皆様につきり説明できるように、その前には議会の皆様にもご説明できるような段取りで考えてまいりたいというふうに思っております。

川村幸康委員

財産調書にも載っとるように、今でも結構な数で、団地ができるのとステーションごみの置き場をお金を使ってやってきとるわな。今度、そっちの処分も結構要るんやわな、戸別収集へ変えていこうと思うと。すると、今からもう合理的な考え方でいくと、戸別にする

のかステーションにするのかを含めて、モデル地域みたいなのを決めて戸別収集でちょっとやってみるとか、どっちが四日市に合うのかとか考えてやらんと、この財産調書見とつても結構なごみの集積場の箇所があらへん、この四日市中で。これは多分、須藤次長は戸別収集と言うとるけども、私も戸別収集ええなと思うよ、高齢化社会でな。だけど、今のステーションのごみ置き場どうするのかなと、あの附帯のいろいろな、ようけあるやん、あれ、どうするのかなとか、今からやったら間に合うかなと思うとるくらいやで。だから、ちょっとゆっくりし過ぎかなと思うて。新工場を建てることばかり目が行っとるけどさ。あれはただ単に燃やすものだけやでさ、集めてくるのも年間を通すとコストは結構かかるとるわけやで、50億円のうち。だから、ちょっとバランス悪いなと思ってさ。新総合ごみ処理施設の方ばかり目が行っておるけども、変わるんやで。もう見えてきておかなあかんのと違う、それ。

諸岡 覚委員長

いかがですか。

中尾環境部理事

新工場稼働に伴いますごみ収集体制ですけれども、今の須藤次長が申し上げましたとおり、検討にとりかかっているところでございます。それで、ごみ処理の新炉の方式が決まりますと、もう本当に体制が決まってまいりますので、ただ、戸別収集を全体でやるとなると、今のステーションだけでも数千カ所あるという状況の中で、なかなか戸別で全部やるというのは難しいかと思えます。ただ、検討はしていかなあきませんし、と思えます。

それと、今まで燃やさないごみ、いわゆるプラスチックごみ類は月に2回だけの収集でございましたが、新工場からは月8回、週に2回になります。そういうので業務量も変わってまいりますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思えますので、よろしく願います。

川村幸康委員

何やしようがない、いつまでに出すかぐらいのスケジュールは一遍明らかに早いうちにせなあかんわ。どんな仕組みで考えてどうやっていくか。できれば一遍実証はせなあかんのと違う。よそでどこかへ行ったら、やっぱりモデルケースをつくってやっとなつたで。街

場の方、都市部のそういうところと農村部のところでできたときにモデルケースつくって集めてみて、どっちがええかという方針を決めたとも言ったでさ。それは一遍やってみやんとわからんところもあるので。だから、それを2年くらい前も言ったんだが、取りかかるのがちょっと遅いかなと思って。計画くらいはある程度出してほしいということ。これはもう要望で。

諸岡 党委員長

はい、そういったご意見については、委員長報告の中でそういう意見があったということとはきちっと書き込みをさせていただきたいと思います。

他にございますか。

川村幸康委員

みたき保養所は公害資料館と一緒にやるということによろしいですか。

諸岡 党委員長

はい、そうです。

それでは、質疑なしと認めます。採決に移るわけですけれども、先ほどの決算の部分のA E Dの消耗品44万8875円についてを除いた部分の採決を行っていきますが……。

(発言する者あり)

諸岡 党委員長

あれは送ります。送りますが採決はとっていきます。採決の結果は上げていくということとでいかがですか。採決の仕方。ちょっと整理させてください。まず、加藤副委員長のあれは何でしたっけ。

(「補助金、医師会」と呼ぶ者あり)

諸岡 党委員長

医師会の補助金。副委員長から言われた目4の公害対策費の中の医師会への補助金がま

ず一つですね。それと先ほどのA E Dの消耗品に関する44万8000円、これを除く部分についての採決を行い、先ほどの副委員長の言われた目4の医師会への補助金とA E Dパッドについては全体会に上げていくという方向で採決をとりたいと思いますが、その採決の仕方よろしいですか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認め、そのように採決を行っていきます。

質疑は終結しておりますので、進めていきます。

では、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分の中の目4医師会への補助金を除く部分、そして第2項清掃費の中のA E Dの消耗品44万8875円の部分を除くものについて一括して採決を行います。本件を認定することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。先ほど申し上げましたとおり、目4の医師会への補助金部分と、そしてA E D部分44万円何がしの部分につきましては全体会に上げてまいります。

[以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費(関係部分)中、医師会への補助金を除く部分、第2項清掃費中、A E Dの消耗品費を除く部分について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

休憩に入ります。再開を、どうしよう、20分か25分かどっちがいいですか。20分再開と

いたします。

14:06 休憩

14:21 再開

諸岡 党委員長

それでは定刻になりましたので、再開いたします。

伊藤嗣也委員におかれましては、若干体調不良ということで遅参されるという報告を受けております。

では続いてまいります。今からは付託議案につきまして、議案第84号契約の締結についてを議題としてまいります。

議案第84号 契約の締結について

諸岡 党委員長

説明を求めます。前回説明分を除いた部分で補足の説明、追加の資料等がございましたら、その説明をお願いいたします。どうぞ。

益川新ごみ処理施設整備課長

それでは、8月24日の議員聴取会全体会の中で、小林議員さんから資料請求が2点ございました。それについて先に説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、この提出議案参考資料追加分という。

諸岡 党委員長

ちょっと待ってください、提出議案追加分。

(「そんなのあるか」「平成24年8月と書いてあるの」と呼ぶ者あり)

益川新ごみ処理施設整備課長

はい、そうです。

(「ボックスに入れさせていただいて」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

ボックスに入れてもろとる。ああ、じゃあ事前に配ったやつや。ちょっと今、予備の資料ありますか。ない方。今資料が手持ちがない方がいらっしゃるので、ちょっと待ってください。

とりあえずよろしいですか。では、説明をお願いいたします。

益川新ごみ処理施設整備課長

それでは、この資料の5ページ、6ページでございます。まず5ページをごらんいただきたいと思います。秋田市の総合環境センター1号溶融炉施設におけます事故対応ということでございます。事故の発生につきましては、7月10日夕刻に起こったということでございます。事故の状況でございますが、秋田市から日鉄環境プラントソリューションズ、今回参加企業でございますが、同社に発注をしておりますプラントの整備業務事業におきまして、ボイラー清掃作業に従事しておりました同社の一次・二次下請作業員9名が一酸化炭素中毒症になって救急搬送されたといった事故でございます。幸い、2日後には全員が退院いたしまして、7月23日からは施設の操業を再開しているといった状況でございます。

今回の事故原因ということでございますが、溶融炉内の耐火物の改修作業及び炉に併設されておりますボイラーの清掃作業中に発生したということでございます。耐火物の乾燥作業にふぐあいがあったため一酸化炭素が発生したということが原因と考えられますが、現在、詳細につきましては調査中ということでございます。

事故後の対応ということで、今回の事故につきましては、施設運転上の事故ということではなく、定期修理におきまして発生したということでございまして、設備不良あるいはプラントシステムの問題ということではございません。事故後の対応といたしましては、下記に書いてございますような手順で改善を今実施している、そのように報告を受けております。

続きまして6ページでございます。今回落札いたしました機種がコークスを燃やして運

転するということにつきまして、二酸化炭素削減など環境保護の観点から市の捉え方についての資料請求がございました。今回の事業整備におきます基本コンセプトにつきましては、この1にございますような四つのコンセプトがございます。これらのコンセプトをもとに作成されました技術提案を評価いたしまして、入札金額とあわせて総合的に最もすぐれているものを選定するという総合評価方式を採用いたしております。技術評価におきましては、二酸化炭素の排出量の削減につきましては極めて重要であるということは認識をいたしております。ただ、一方で、本事業におきましては、将来にわたります安定的なごみ処理行政の継続ということが大前提ということで、本市が定めます四つの事業コンセプトを総合的に勘案して、最もすぐれた提案を採用するというので、今回、新日鉄エンジニアリンググループが落札したものでございます。

同社のガス化溶融炉、これはシャフト式でございますが、処理工程でコークスを用いますので、二酸化炭素を比較的多く排出するというので、二酸化炭素削減に関します提案につきましては、他社よりも劣る評価ということでございました。しかしながら、埋め立て処分量削減を初めといたしました多くの評価項目で総じて高い評価をしたということと、入札金額を総合的に評価した結果、新日鉄エンジニアリンググループが落札いたしました。

二酸化炭素への今後の取り組みということで、新日鉄エンジニアリングの実績を踏まえたコークス使用量の削減技術、可燃ダストの吹き込みとか省エネルギー技術、こういった取り込み、取り入れを行って、可能な限りの二酸化炭素削減という提案がなされております。また、将来におきましてもバイオコークス、植物由来の廃棄物からつくる石炭コークスの代替燃料ということでございますが、そういったものの活用も視野に入れた提案もされておまして、今後におきましても、市と新日鉄エンジニアリングとの間で連携して二酸化炭素の削減に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

追加資料の説明は以上でございます。

それと、先日、委員長の方からこの委員会で説明資料ということで事前に配るよというので事前にお配りさせていただきました都市・環境常任委員会資料、これについて、ちょっとかなりページ数がございます。1ページから24ページまでございますので、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。一度目を通していただいたという……。

諸岡 覚委員長

ない方は、事前に配ってあったやつですね、読んでおいてくださいって。

益川新ごみ処理施設整備課長

そうでございます。24ページまでありますので、ちょっと端折って説明……。

川村幸康委員

これというのは、前に言うて、出せやんと言うておったやつの出せるところまでを出してきたと。

益川新ごみ処理施設整備課長

そうでございます。

諸岡 覚委員長

ちょっとページ数が多いので、事前に目を通しておいてもらった方がいいという判断でお配りをさせていただいております。

そうしたら、全部の説明を事細かくという時間がかかると思いますので、端折って重立ったところを説明いただいて質疑に移っていきます。説明を続けてください。

益川新ごみ処理施設整備課長

それでは、委員会資料でございます。1枚めくっていただきまして目次でございますが、議案第84号と90号に分かれております。議案第84号の契約の締結につきましては、1から6番までの六つの項目につきまして整理をさせていただきました。それでは1ページをらんいただきたいと思います。まず入札・契約についてでございます。(1)のこれまでの入札・契約のスケジュールでございます。昨年11月30日に入札公告をいたしました。6月3日、4日のヒアリングを経まして、4日に開札、総合評価、落札者の決定をいたしております。

入札結果につきましては、(2)の方でございますが、落札者といたしましては、新日鉄エンジニアリンググループということで、3者の参加企業でございます。落札金額でございますが、一番上が税抜きの価格ということでございます。2行目の契約金額307億6536万711円、これは建設費と運営費の税込額の契約金額ということでございます。予定価格につきましては記載のとおりでございます。

入札方法でございます。総合評価一般競争入札によりまして実施をいたしました。総合評価値100点ということで、100点満点のうち入札価格の得点が40点、また、事業提案書の得点が60点ということでございます。入札価格の得点につきましては、最低入札価格の得点が満点で40点満点ということでございます。事業者提案の得点につきましては、事業者選定委員によります審査によりまして決定をいたしております。委員につきましては、外部委員5名、市の職員3名、計8名の委員構成でございます。

1枚めくっていただきまして、2ページでございます。開札結果の明細でございます。今回、3グループがございました。表といたしまして2列目でございますが、入札価格ということで税抜き価格ですが、左側が建設費と運営費を足したものです。その横の右側の方の欄が、上段が建設費、下段が運営費ということでございます。そして入札価格の得点、それから事業提案書の得点ということで、一番右の欄が総合評価値ということで、一番下の新日鉄エンジニアリンググループが76.5点ということで最高点でございましたので、こちらの方が落札をいたしております。

その下が事業提案書の得点明細ということでございます。今回、四つのコンセプト、大項目といたしましては四つの大項目、そしてその中項目、小項目ということで評価審査項目につきましては28項目で審査をさせていただいております。配点につきましては、1点から3点までということで、重要度に応じまして配点をいたしております。3グループの点数を表記させていただいておりますが、一番下が合計点ということでございます。

その結果、事業提案書の得点では、新日鉄エンジニアリンググループが39.91点で1位、それから39.65点で神鋼環境ソリューショングループということでございます。3番目が三菱重工環境・化学エンジニアリンググループとなっております。

その次のページ、3ページでございます。これは各委員さんの評価点ということでございます。委員さんにつきましては、これはちょっとランダムになっておりますので、先ほどの委員名簿の順番ということではございませんのでご了承いただきたいと思います。

続きまして4ページでございます。今回新日鉄エンジニアリンググループが落札したわけですが、このグループが特に高く評価されました項目及び主な提案につきまして記載をいたしております。特に高く評価いたしました点といたしましては、2番目のごみ量、ごみ質変動に対応ということで、実績に基づく連続運転日数の確保とか、ごみ質につきましては災害廃棄物を含めた多様なごみ質変動への対応ということで、これまでの経験上の提案をいただいております。

それと、中段より少し下の最終処分場への負荷軽減という項目がございます。これにつきましては、この機種の特徴ということもございますが、破碎不燃物も溶融するというところで、施設全体の埋立物が将来ゼロになっていくような、そういった提案をいただいております。これが特に高く評価された点ということでございます。それからその下の有価物の回収・資源化ということで、溶融スラグ、金属といったものの全量資源化といった提案、一つ置かまして事業経営、資本不足対応といったことの対応で、新日鉄エンジニアリンググループによる資金面及び運営面でのサポート。それと一番下の地域経済への貢献ということで、全体契約の大体4割ぐらいを地域の方に還元していきたい、そういった目標の提案をいただいております。これらが特に高かった点かなというふうに思っております。

それから続きまして5ページから7ページまでが、各項目におけます講評ということでございます。各グループの評価を記載させていただいております。

それと8ページでございます。これまで事業者選定に至る経緯ということでございます。8月12日に第1回の選定委員会を開催いたしました。それから5回ぐらい選定委員会を開催いたしまして入札公告を11月30日に行っております。その後、入札説明書に対する質問と回答といったことを経まして、5月14日には第6回の選定委員会におきまして適正で公正な審査を行うための意見交換を経まして、6月3日、4日とヒアリングを行っております。そして6月4日に決定をいたしております。

事業者選定の件につきましては以上でございます。

それからもう一枚めくっていただきまして、9ページでございます。(3)の契約全体の仕組みということでございます。今回の本事業につきましては、一つの入札で建設工事と運営・維持管理業務を別々の事業者と契約するということになっております。一入札一契約の原則から、これら二つの契約をまとめた契約を行う必要がございます、それが基本契約ということになります。したがって、本議会におきまして、この3本の契約を一括して議案上程させていただいたところでございます。表の方に契約概要、契約期間が記載してございます。基本契約につきましては、本事業の基本的事項、契約事項及び各企業の役割分担などを定めたものでございます。

その下に契約体系図といたしまして、今回の契約のスキームでございますが、黄色の枠になっております、これは契約の相手方ということになります。基本契約につきましては、本市と、今回応募いただきました3者、それとその3者から出資をいたしております、設立をいたしました運営だけに限って行っていく特別目的会社、株式会社四日市クリーンシ

ステム、この4者で基本契約を行います。建設工事請負契約につきましては、本市と一番上の新日鉄エンジニアリング株式会社。それと運営・維持管理業務委託契約につきましては、一番下の株式会社四日市クリーンシステムと契約するというごこととございます。その2本の契約をまとめたものが基本契約ということとございます。

10ページが今回の契約相手先の企業の概要ということと、業務分担、それから企業概要、企業特長というものを表にまとめさせていただきました。

それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。2番の施設概要ということとでございます。一番上の焼却施設でございます。施設規模につきましては1日当たり336tということと、112tの炉を3炉ということとでございます。溶融炉の形式といたしましてはシャフト式のガス化溶融炉、そして排ガス処理につきましては5)でございますが、最新の排ガス処理を設置いたしまして、(1)から(5)までのそういった方法での排ガス処理を行ってまいります。

6)で発電ということとでございます。今回、排ガスを利用いたしまして発電を起こします。蒸気タービンの発電出力というのが9000kwということとでございます。

それと破碎処理施設でございますが、1日に5時間稼働したときの処理能力というのが大体32tということとでございます。一番下の建築物でございますけれども、工場棟の焼却施設棟が、延べ床面積が1万2100㎡、それから破碎処理施設等でございますが、これが延べ床面積が2740㎡、それと管理棟でございますが、3階立ての提案をいただいております。延べ床面積といたしましては約1650㎡でございます。そのほか附属棟、受付計量棟がございます。

続きまして12ページの方をごらんいただきたいと思います。これは提案いただきました事業者からの配置図ということとでございます。垂坂1号線から進入いたしまして、進入路を上がりまして附属棟、焼却施設、それから破碎処理施設、そういった並びになっております。

1枚めくっていただきまして、これはパース図でございます。上のパースが北方向上空からの眺めということ、それから下が進入路を上がり切った付近からのパースということとでございます。デザインコンセプトといたしましては、里山を感じさせる色彩と形態によって周辺環境に溶け込み、本地域の豊かな自然環境に調和したデザインを提案したということとでございます。

それと14ページでございます。ガス化溶融炉、シャフト式の溶融炉の仕組みでございます

すけれども、今回、ガス化炉と高温溶融炉を一体化したシンプルでコンパクトな豎型シャフトということでございます。炉内に導入されましたごみはガス化溶融処理されまして、熱分解ガスにつきましては燃焼室の方へ、そして無機分につきましては炉の底で溶融物となって出湯口から定期的に溶融スラグとかメタルとして排出をするといった構造でございます。

真ん中のあたりに炉内の状況の図がございます。一番上、この炉の状況につきましては、上の方から乾燥・余熱帯、それから熱分解・ガス化帯、燃焼・溶融帯といった層に分かれていくということでございまして、上の方の乾燥・余熱帯では、約300 から500 ということでごみの水分を蒸発する。次の熱分解・ガス化帯におきまして、これは大体300 から1000 ぐらいになります。この層でごみの中の有機分を分解して一酸化炭素、水素、メタンなどの可燃性ガスが発生するというでございます。それと一番下の層、燃焼・溶融帯でございますが、これが燃焼の方が大体1000 ぐらい、溶融が大体1800 ぐらい、そういった燃焼・溶融帯になります。ごみの中の灰分、金属、瀬戸物、そういったものを完全に溶融いたしまして、スラグとメタルに分解して排出するというでございます。簡単な仕組みでございますけれども、構造的にはそういったことになっております。

それと、下の表でございますが、国内の実績施設ということで、現在、稼働施設につきましては全国で31カ所、一番古いものにつきましては釜石市にて昭和54年ということで、稼働から31年の実績がございます。建設中につきましては、今4件ということで、現在35件が施設の稼働と建設中ということでございます。

1枚めくっていただきまして、15ページでございます。3番の運営についてということでございます。主な運営業務につきましては、二重線の枠の中に囲ってございます。それと、(2)の副生成物ということで、今回焼却処理をいたしまして、それに伴って発生してくるものが溶融スラグ、これは年間6800t、それから金属、破碎鉄・アルミあるいは溶融メタルといったものが年間に1000tぐらい。それと飛灰、これは溶融飛灰ということになります。これにつきましても外部で資源化委託をする計画でございまして、これが年間に2500tぐらいということでございます。あと、埋立対象物でございますが、この焼却炉の施設からの埋立処分というのは発生しません。基本的に地元の清掃で出てきます泥とか瓦れき類、そういうものが主なものになってくると思います。今回、この事業者の提案で、壊したごみ、破碎不燃物というのが出てくるわけなんです、これについても処理能力の範囲内で溶融をしていきたいといった提案がございまして、将来的には埋立量はゼロにな

っていくのではないかなというふうに考えております。

それと余剰電力でございます。年間に大体3300万kw、大体一般世帯でいきますと9000世帯分ぐらいの電力ということでございます。売電収入といたしましては、ちょっとまだ再生可能エネルギーの制度というのは完全に決まっているというわけではないんですけれども、一応、フィードといいますか、固定買い取り価格が17円ということでございますので、その部分につきましてはバイオ部分ということと、それとバイオ以外の部分につきましてはもっと単価が非常に安いということで、大体今、平均11円足らずで見積もりをいたしております。それで年間3億6000万円ぐらいを見込んでおります。

その下の委託費の仕組みということでございます。今回、委託費といたしまして20年間の委託費を提案いただいております。固定費につきましては、人件費とか点検・修繕にかかるような、そういったものにつきましては、もうこれはごみの量関係なしに必要な経費ということで、委託費の約8割程度になります。それと変動費というのが、ごみの量が毎年変わってきますので、ごみの量に応じて、提案された単価と掛けた形で変動費を支払うということでございます。こういったごみの量によりまして燃料費とか薬品費、光熱水費などが変わってくるということで、大体委託費の約2割程度というふうになっております。20年間の契約でございますので、物価変動というのがございます。基準の年度の指標から物価変動がプラスマイナス1.5%増減した場合には単価の改定を行っていくというものでございます。

その他ですが、今回DBO方式で事業を進めております。機能・性能の要求水準といったものを満たせない状態になった場合に、運営事業者がみずからの責任で全て費用負担し修繕、改善を行っていくということでございます。ただし、下の方にございますが、施設の瑕疵、こういった期間がある場合につきましては、建設事業者が負担するということになり、いずれにいたしましても、市の方で修繕費とかそういった改良費というものは必要になってこない、当然、提案いただいております定期的な修繕費といったものは委託費として支払いをさせていただきますが、それ以外に起こりました突発的な事故とかそういうようなものの費用につきましては、市の方での負担というのにはございません。

そういった中で、こういったことで何か不都合があった場合に、一定期間猶予を与えた中で改善が得られない場合につきましては、委託費を控除するような、そういった契約の仕組みになっております。

16ページでございます。4の新施設稼働後のごみ処理についてということでございます。

新施設稼働後になってちょっと大きく変わりますのは、先ほど次長の方からも申し上げましたが、今埋め立てております廃プラスチックごみを燃やすごみに分別変更いたします。それと、埋め立て不燃・粗大ごみにつきましては破碎をいたします。これまで焼却いたしておりまして、焼却施設での灰といったものは外部に委託いたしておりましたが、新しい施設につきましては、その灰につきましてもスラグ化をいたしまして資源の活用をすることとさせていただきます。廃熱につきましては売電を行うということで、ごみ処理の流れにつきまして、図の方に示させていただいております。

下の表につきましては、ごみの総排出量から、こういったごみ処理をすることによって最終的に出てまいります資源の量とか、そういったものでございます。今回新しい施設によります効果というのが、この星印であるというふうに考えております。

そしてもう1枚めくっていただきまして17ページ、5の事業費ということでございます。一番上の(1)の建設費の内訳でございます。事業者からの提案をもとに事業費を表にしております。平成25年度から平成27年度までということで、建設費といたしましては、3年間で139億7550万円でございます。現在、基金を積み立てております。約18億円弱の基金がございます。そういった中で、基金の繰り入れによりまして一般財源につきましてはゼロということでございます。

(2)のごみ処理経費ということでございます。上の欄が今回の運営経費ということでございます。そして の運営収入というのが売電収入、それから金属資源の売却益ということで、差し引きいたしますと20年間で大体72億8900万円と。年度別にいたしますと、一番右の欄になりますが、そこはちょっと端数処理といたしますか、四捨五入しておりますので、年度の平均額の、これが若干計が異なっておりますが、ご了承いただきたいと思えます。それと建設費が次の欄にございます。そしてそれをトータルいたしましたものが一番下ということで、20年間の運営経費というのが217億6900万円、1年当たりにしまして10億8800万円ということでございます。この中にはごみ処理手数料、事業系のごみの搬入料、条例に定めます単価が1万6000円でございますが、その4億7100万円、それから朝日町・川越町の委託費4500万円というのはいちども含まれておりません。

一番下の参考比較ということで、現状、平成23年度のごみ処理の実績でございますが、大体トン当たり2万300円でございます。新しい施設稼働後につきましては、トン当たり1万2500円ということでございます。

それと、18ページ以降ですが、提案の概要ということで、事業者と再三協議をさせてい

いただきました。そういった中で、お出しできる範囲でまとめさせていただきました。これにつきましては、どちらかというとPR的な、提案的な要素でございますので、原文に近い形で掲載をさせていただいております。(1)がシステム提案のコンセプトということで、いろいろと提案というかセールスポイント的なことを掲げております。それと(2)の各設備における工夫ということで、いろいろな先ほど申し上げました二酸化炭素の削減とか飛灰の削減といったことを工夫したようなシステムのあれで提案をさせていただいております。19ページにつきましては、安定操業の体制ということで、ちょっと赤く記載しておりますが、そういったことが特に主な提案内容かというふうに考えております。

それと、今後20年間運営していただくわけですが、点検・検査・補修・更新といったものの考え方、ちょっとこれは本当にざくっとした内容なんですけれども、こういった形でやっていくということでございます。

それと20ページの配置・動線図ということでございます。現在、北部清掃工場への搬入車両と申しますのは、パッカー車を入れて大体1日当たり250台ということでございます。新しい施設では、南部埋立処分場の搬入車がプラスされますので、約400台ぐらい、6割増しですか、それぐらいになるかというふうに考えております。そういった中で、市民の直接搬入はかなりありますので、施設利用に当たっての安全性、利便性というものを今回重要ということで評価する提案の一つとさせていただいた中で、こういった形で提案をさせていただいております。配置・動線図につきましては図のとおりでございますが、下の黄色の部分につきましてこういった配慮事項を提案をさせていただいております。

それと21ページでございます。排ガス対策ということで、法定基準に対しまして提案値を、それを上回ったような形で提案をいただいております。

それと、溶融スラグの全量資源化ということで、これまでも資源につきましては本当に活用できるのかといったようないろいろなご心配もいただいております。四日市市の場合、環境保全事業団の方がずっとスラグのファンドというのを、そういった流通販路というのはもともと道筋はあったわけなんですけれども、今回、協力企業としてエヌジェイ・エコサービスという企業が参加をいたしております。こちらの企業につきましては、これまでスラグの全量資源化に当たってきておるということで、そこら辺については問題がないかなというふうに考えております。

それと22ページ(8)の最終処分場への負荷軽減ということで、これは今回各委員さん

が特に高く評価された点ということで、最終処分場が本当に延命化できるといった内容のものでございます。

それと(9)余剰電力量の向上ということで、どういった形で電力量を上げるかといった内容のことでございます。発電効率につきましては20%ということで提案をいただいております。

1枚めくっていただきまして、23ページでございますが、(10)に業務実施の体制ということでございます。

それと(11)につきましては、親しまれる施設・地域への貢献ということで、 については施設見学についての内容、それと24ページの につきましては地域社会への貢献ということで提案をいただいております。一番下の 地域経済への貢献ということでございますが、これから事業を行っていくに当たって地元企業の活用、それとこれから運営の中で地元雇用といったことをトータルで約4割ぐらいを目標に活用していきたいといった提案をいただいております。

かなり端折って説明させていただきました。説明につきましては以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。説明はお聞き及びのとおりでございます。質疑に移ります。ご質疑、ご意見ございます方は、挙手の上、ご発言ください。

加藤清助副委員長

契約議案の金額としては過去最大級ぐらいかなというふうに思って、だからこそ、この委員会での付託議案なもので、問題点なりそういうところをちゃんと質疑して、納得して議決していくというのが前提だと思うのですが、これは20年間の運転維持管理の契約になるわけなんですけれども、全国的には新日鉄さんは、さっきも紹介あったように30カ所以上運転実績も持っているし、県内でも、一番早くは亀山市が10年ぐらい前にシャフトで導入されてやっているということがあるんですけれども、じゃあ、その20年間のプラントの運転維持が担保されるかという視点で見ていくことも必要だと思っておって、この事業者が事業提案をいただく前にこちらからいろいろな要求水準書を出しましたよね。この要求水準書で20年間この事業所を運営していった後に、20年たった後で、それから先10年運転ができるようにということを要求水準書の中でうたってみえますよね。そうすると、20

年はこの委託、建設含めた金額でいって、もちろん、途中での設計だとかの瑕疵担保が10年だとか、建設については何年とかありますけれども、20年たった時点で20年後にあと10年このプラントを稼働させるという要求水準の意味するところは、20年後に必要な補修だとかを整えた上であと10年運転が可能な状態であるということでこの要求水準は事業提案を受けたのかどうかというのを一つどう捉えたらいいのか、お聞きしておきたいと思いますが。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回の提案の中で、20年間の運営維持管理費、それと20年以降の運営というか修繕費をいただいております。詳細については、やはりこれはなかなか申し上げにくいところがあるんですが、そういった中で20年以降、急激に修繕費が高くなるようなことがないかということを検証するために、そういった修繕費等の提案、見積もりというか、そういった内容の資料はいただいております。そういった中で拝見させていただきますと、この新日鉄グループに限らず、大体7%弱修繕費というのは上がっておりますけれども、それほど20年以降急激に修繕費が上がるといった提案ではございません。ただ、20年以降の契約をそれで担保するというものではございませんが、18年ぐらいから、3年ぐらい前からそういった次の20年以降の契約についても十分協議をしていくということをまず提案でいただいておりますので、そこら辺を含めまして、それより前から修繕費が上がらないような形をとっていきたいなというふうに考えております。

加藤清助副委員長

聞いたのは、亀山が新日鉄で運転委託してやっていて、10年たつんですよね。今度のその亀山の議会に13億円の長寿命化予算が出ているんですよ。だもんで、何でかなとちょっと問い合わせたら、15年が一応対応のめどにされておって、もうちょっとたつと15年になるもので、今から長寿命化で13億円かけて、当然予算を上げているから市でということになりますよね。だからそこら辺が、うちは20年という事業契約なんやけど、大丈夫なのかなというふうに思ったもので聞いているんですけど、よその先行してやっておる実証炉の関係からいってその点は。

益川新ごみ処理施設整備課長

亀山市さんにつきましては、単年度の契約委託ということでございます。今回私どもの

20年間のD B Oという方式で事業を進めてまいりました。この事業につきましては設計施工、運営、維持管理を一括で発注するという一方で、責任の所在というのが明確になるということが最大のメリットであるかと思えます。これまで、施設の損傷等のふぐあいとか排ガス処理の性能未達、そういったものについて運営費が上がってきたりとか、そういったことについては、原因が設計によるものなのか、あるいは施工上の瑕疵であるのか、または運転方法による問題なのかといった、なかなか明確でなくて点検、修理、改修につきまして、どちらかという市の方で負担を、先ほど委員さん言われましたように、亀山市さんは経年劣化したためにこういった補修費がかさんできた、そういった、特に経年劣化すればするほどそういった補修費というのは増大していく傾向にあったと思っております。

それで、今回、修繕・改修におきましてもこれまでですと随意契約で行いますので、適正な修繕価格がつかめないといった問題もありまして、議会の方からもオーバーホールときにはそういった指摘もございました。その点、D B O方式では、設計、建設を初め20年間の運営ということで、こういった問題点を事業者側に適正にリスク分担するという一方で、市に負担のかからないような契約スキームということが今回のD B Oの特徴ということでございますので、急激に修繕費が亀山市さんのようにかかるということではなしに、20年間の運営は当然でございますが、それから残りの20年から10年についても、通常の維持管理をすれば、それほど修繕費とか改修費がかかるというようなことがないように契約しているということでございますので、急激な費用負担というのは考えられないのかなというふうに思っております。

加藤清助副委員長

亀山市とうちと契約のあれが違うもので、そういう捉え方になるのかなという思いと、当然、安全安定運転が求められると思うんですけども、さっき資料説明で、小林議員が請求した秋田の事例がありましたよね。例えば、あつてはならんのやけど、こういうふうに7月10日に発生して7月23日に施設の操業を再開するということは、2週間ぐらいこれはとまりますよね。すると、そういう場合は事業者がどこかの民間の処理場にうちのごみを持って行って処理してもらおうということも含めて、その運転契約の中に入っているというふうに解せばいいんですか。

益川新ごみ処理施設整備課長

プラントがとまってしまいますと、ごみがたまってきます。そうしますと、外部委託ということも考えられるんですが、今回のピットの容量からいたしまして、3週間から1カ月ぐらいの余裕はございます。それ以上そういった費用がかかってくるということであれば、当然事業者側の責任で処理していただくということになります。

加藤清助副委員長

あと二つの点だけちょっと先に聞いておきますが、自己完結で、焼却灰じゃなくて溶融してスラグの再利用、リサイクル化ということでの方針を貫かれるという機種選定をされて決めてきているんですけど、さっきの説明にもあった溶融スラグの利用の相手さんとの関係なんですけれども、要求水準書のところでは、相手方が引き取り処分できる範疇は相手方が引き取ってリサイクルに回すけれども、そうでない部分は市が受け皿になるというふうに要求水準の中で書かれているんですけども、すると、事業者が溶融スラグの供給が滞ったりしてはけていかない、そうなった場合は、市が引き取って埋め立てるとかいうふうな理解をこの要求水準と事業提案から読み取ればいいんですか。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回、溶融スラグについて事業者の方からどれぐらい引き取りできるかという提案をいただいております。新日鉄エンジニアリンググループにつきましては100%引き取りをいたしますということでございます。その中で、もしこれが活用ができないということであれば、委託費の控除という形でペナルティーを取るといった内容になっております。それにつきましては、ほかにいろいろ売電量とか飛灰とかいろいろな提案をいただいております。提案しっ放しできちっと守ってもらえないといけませんので、そういったものにつきましても委託費から控除をする。それと、例えば物によってふぐあいがあったときに、ある程度修繕の猶予期間を与えますが、それを越えましたら、固定費の中から10%の控除、委託費から差し引くといったペナルティーをつけて、今回長期契約をするということでございますので、かなりそういった意味では抑止力があるのではないかとこのように考えております。

加藤清助副委員長

もう一つだけ、これも冒頭の追加資料の説明に関連することなんですけど、燃料という

かコークスを使いますよね。僕らも委員会視察でよそのところへ行ったりして、シャフト炉なんかの話を聞いたりすると、燃料のコークスが当初の想定よりも物すごく値上がりして大変やということを運転している関係者から説明を受けたりして、多分、中国からの輸入かなというふうに思ったりするんですけど、コークスやで。日本ではないよね。輸入だよ、違うかな。この冒頭の説明で、二酸化炭素削減の取り組みの最後に、将来的にはバイオコークスの活用も視野に入れた提案もなされておりというふうにあるんですけども、この将来的にバイオコークスを活用というふうに事業者が提案しているというふうにいるんやけど、その将来的にというのは、事業契約を結ぶ20年間のどこら辺の部分を提案されているのかなと思って。

益川新ごみ処理施設整備課長

現在、バイオコークスにつきましては、実験とか実機の方で使用いたしております。ただ、非常になかなかバイオコークスというのはございません。海外でそういった生産をしておるということで、そこら辺の海外の生産拠点というのを今確立しつつあるというふうに聞いております。そういった中で、早ければ数年ぐらいにはある程度のめどがついてくるのかなというふうに思っておりますので、この稼働が平成28年ということでございますので、そういった中でそういったものを使うような形を協議の中で進めていきたいなというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

通常コークスの供給の安定について。値段の高騰とか云々ありますよね。

益川新ごみ処理施設整備課長

値段の高騰というと、一時、コークスが非常に上がったときがございました。それにつきましては、先ほど説明させていただきました変動費の中で、その指標を見ながら、余った分についてはそこで単価の改正をしていくということになります。

諸岡 覚委員長

これは輸入なんですか。

益川新ごみ処理施設整備課長

輸入でございます。

諸岡 覚委員長

相手国は。

益川新ごみ処理施設整備課長

オーストラリアか中国だそうです。

諸岡 覚委員長

他に。

川村幸康委員

県の事業団のやつでも燃料費の高騰というのが結構大きくウエートを占めて、途中で減償却も終わらんうちに終了ということがあったよな。そういう面からいくと、契約をしていくに当たって、それに当たるのが今も聞いておったコークスの部分かなと思うんですよ。あとそれ以外の燃料費というのはあるわけ。どういう契約になるのかなと思うんだけど。

益川新ごみ処理施設整備課長

光熱費といたしましては、あと都市ガス、工水、水道、そういったものは余り変動というのではないかと思います。心配いたしますのはコークスの高騰というのがあるかもしれませんが。全体の事業費に占める割合というのは、それほどではないかというふうには思っておりますが、ほかの光熱費についても物価変動にあわせて何らかの変更をいたしてまいります。

川村幸康委員

だから、例えば例があったのが身近に県の事業団のあれはよっぽどだったの、そうすると。どういうことだったのかなと。だから、毎年毎年契約で上がってきたで、最後は倍か3倍近くまでなったと思うよ、トン当たりの単価の処理料が……。

諸岡 覚委員長

都市ガスとコークスの割合とか、あるいは……。

川村幸康委員

あれは灯油代やったかな。

諸岡 覚委員長

うん、あるいは都市ガスが値上がりした、コークスが値上がりしたときにエネルギーの代替とかできるのかどうか、その辺も含めてちょっとご説明ください。そういう燃料危機のときですね。

益川新ごみ処理施設整備課長

コークスを都市ガスにかえるということはできません。システム上、コークスベッドという形で、その熱で溶融をするということでございますので、それを都市ガスで溶融するという仕組みではございませんので、これは必ずコークスを使う必要がございます。

川村幸康委員

契約をするに当たって、この機種を選んだという説明は聞いたでようわかるんやけど、あと、その事業団でもコントロールがきかんと読み切れやんなら、そういう変動費のぐあいによっては、ええ契約者であってもあかん契約になる場合があるわけや。だからそこら辺のところだけは明確に確認しておいて契約を結んだ方がいいかなと思うと、まだ契約してへんわけやでさ、落札者ともいえども。そうすると、今いうところという、変動費の部分がどうなのかなとか、もうちょっと教えてほしい。

それからあと、ここに書いてあるのでも、20年はええんやけど、残りの10年もやってくれるんで高く評価というけどさ、わかるようでわからん説明なんやわな。20年やけど、何かの違いはあるんやろうで、だから法的に20年は見やないかん保証期間やろうけど、あと10年もそれに近いので見ますよというけど、違うやろう、やっぱり。メーカー保証があるのとないのと。だからそこらをきちっと確認しておかんと、相手も企業やで、そんなの出世やんよといったら、そんならもう私らは20年しか見やんと言うてますやんかと。10年も

それに近いことは頑張るとは言うたけどという話になるのかなと思うと、そこらの契約の内容の不明確なところをきちっとわかるようにせんと。

諸岡 覚委員長

プラス10年の詳細について。

川村幸康委員

それは全部で30年になるのかしら。

益川新ごみ処理施設整備課長

契約につきましては、もう基本的に契約で20年ということになります。その20年以降の契約というのは今回の契約では結びませんけれども、その修繕費が急激に上がらないような、そういった資料をいただいたりとかいうことで、その20年以降の担保になるというか、必ずこうやってやってください、性能保証をお願いしますという、それは今回の契約では結べないというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

その修繕費用を安く抑え、プラス10年というのは安く抑えるよという話というのは、何か契約があるんですか。ないとすれば、なぜそれが高評価になるのか。口約束が評価になるんですね。

益川新ごみ処理施設整備課長

その20年が終わる前に、3年ぐらい前から継続的に協議していくことになるかと思うんですが、その中で、当初いただいた提案、こういった提案をいただいていますよということで、そこら辺を協議材料というか、そういった形で使用していくということになると思います。それで、その後の10年間を保証するということは、これは契約上できないかなというふうに考えております。

川村幸康委員

だから、ここに10年後も変わらんような要求水準を上回るものを評価していくんやで、

契約するに値する評価をしたわけやで、それに対しては、例えばそうしたら口だけやけど、ほかのメーカーはあと20年しますよと言ったらどうなるの。物すごく高いで、40年してくれるんやで。だけど、実際の契約の実は20年ですという話になるとわからんで、どうなんやということの確認だけしとくわけ。

諸岡 覚委員長

要するに、委員がおっしゃりたいのは、空手形まで評価するのかということなんですよ。空手形まで評価されるのであれば、いろいろなところがでっかい空手形を打ってくるんじゃないのかということころを危惧されているわけなので、そこら辺のロジックをもう少し説明していただければ。

益川新ごみ処理施設整備課長

その20年以降の考え方を提案いただいておりますので、保証するということ、例えばうちはその後10年あるいは20年保証しますよという、そういったことではなしに、契約が切れる前からどういったことをします、これまで積み重ねてきた修繕データとかそういったものを引き継ぎますとか、そういった内容の提案を持って今後10年間に生かしていただきたいという、そういった提案を評価したということになります。ですから、必ずしも20年以降の性能保証というものを担保するというものでは決してございません。

川村幸康委員

益川さん、そこはよく私もわかつとるんやわ。だけど、これが今回の契約の84号の議案の中では、私らが確認するというか、ただしておくんやと、これを選んだということの中の優位性がわかるものの説明を聞いてそうやなということだけなんやわな、そう専門家じゃないで。そうすると、壊れにくいとかどうかというのは機械のことやでわからんけれども、最低限、維持管理のコストが一番こういうところも安かったんですよとか、せめて20年プラス10年で30年はそうしたという高く評価、評価はしておるわけや。そうしたら、こころがちょっと曖昧やで、30年はちゃんとしてくれるのかという話にならんと、評価項目とはちょっと違うなと思うし。

それから何度も言うけれども、県のガス化溶融の失敗はもう本当に変動費でやられたわけやで、だからそこを考えると、その担保だけはある程度、上がり下がりというのはあ

ってもええんさ、でも、それをどう見極めたかというか、そこだけやわな。

須藤次長兼生活環境課長

桜の廃棄物処理センターでございますが、あそこも灯油をたいて灰を溶融しておりました。その灯油が主燃剤と申しますか、全くカロリーのないものを灯油で一挙に温度を上げて溶融する、そういう事業を行ってございました。想像を絶するような灯油量を使っておるといことで、もうダイレクトに灯油の価格が運営費にかかってきたという実態がございました。今回、そのコークスにつきましては、カロリーを足すための助燃剤としてごみの数%を入れるという仕組みでございまして、桜の処理センターの燃料とコークスとは多少影響はございますが、あのような影響はないものというふうに考えてございます。

諸岡 覚委員長

致命傷になるようなことにはならんわけですね。

川村幸康委員

轍を踏まんために、だから海上アクセスでも結局は燃料代の高騰で断念やし、桜の県のやつでも燃料代の変動費という、予見できやんだという話やわな。だけど、そういう問題が起こる前はみんなそれでええとしていったわけや。いった結果あかんだといことでいくと、そこらを踏まえての対応策はとれやなあかんわけやで、極端なこと言うと。それがこの様式やとないといことでええといことや。

それで、もう一つよろしいか。

諸岡 覚委員長

はい、どうぞ。

川村幸康委員

ここに余剰電力とあるやんか。売電、発電により所内電力を全ての余剰電力を売却、売電収入は市に帰属する、年間3.6億円程度と見込むとなっているやんか。これは何、どういこと。熱でタービン回して発電するわね、その発電はあそこが売の、ここが売の。もうあそこから出てくるのはもう全部市のものなの。どっちに帰属してどっちが売の。

売った金をもらうのか。

益川新ごみ処理施設整備課長

売電収入につきましては市の帰属ということでございます。電力会社との契約につきましては、別にSPCと契約しても構いませんけれども、その収入は全て市の方にいただくということでございますので、全て収入は市の方ということでございます。

川村幸康委員

いや、だから何らかの形で故障した場合でも、向こうからこれだけもらうよというのが、実物の売電した額をもらうのか。

諸岡 覚委員長

お金は一旦向こうを経由していくのか、中電から直接来るのかということ、売電の。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回、中電さんが一応契約相手方としては考えられるわけなんですけれども、PPSという事業者もございます。その中で、電力会社と契約するのはSPCが契約して、そちらの方に収入は入って、それを市の方に引き渡すということで、実際どれだけの量かというのは実際に売電した量ということでございます。実売電量ということです。

川村幸康委員

だから、これだけですよというのは向こうが言うだけで、実際と違うかもわからんわな。だから極端な話、発電頑張るか頑張らんかだけの話やんか。そうやろう、それはさじかげんできるやん、向こうの中で。あんまり負荷かけて、市に取られるぐらいだったらタービン傷まん程度にやろうかという話やろうし。だから、結構あると思うよ、俺は。それから見ると、だから結構この3.6億円って大きいで、向こうのさじかげんで1本ぐらい抜こうと思えば抜けるわけやでさ。それはそうさ。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回、売電量につきましてもどういった操炉計画をするかとか、そういった提案をいた

だいております。それと、売電を上げるための施設整備というか、そういった提案もいただいております。それで、各社のグループから提案をいただいております。それを、ごみ量、ごみ質によって売電量というのは変わってきますけれども、仮に同じ条件であれば、下回った場合についてはペナルティーという形でいただくという、委託費から控除するというところで抑止をかけております。

川村幸康委員

この3.6億円下がるとその分は向こうが持ち出して電気代払ってくれるということ。だから、当初私らが聞いておったのは3億円20年で60億円やったから、それから見ると0.6億円上がったなと思うとるのやわ、俺は。20年で60億円もらえるなと思った。だから280億円ぐらいだけど、それを引くと200億円かという勘定を最初しとったわけや、高い安いということで。3.6億円だと少しよそのより高いけど、その0.6億円で12億円変わるわけやで、その分は違うのかなとか、それも一つの参考になったやろう、どうせ。違うの。そこらがどういう契約内容によってまた変わるでな。

益川新ごみ処理施設整備課長

この3億6000万円というのは、一応今の11円弱での試算ということでございますので、これはこういった発電施設になります。したがって、経済産業省の方に設備認定を受けて、そして電力会社との契約をした、その時点での単価が採用されるということになりますので、今、再生可能エネルギーの公定買取制度では17円ということになっておりますが、だんだんこれは下がってくるということですので、来年あるいは再来年に契約したら、この17円が16円になる可能性もございます。それはバイオ部分、植物由来の部分について、大体このごみ量の半分ぐらいがそれぐらいに当たるかなと思っております。それ以外については、また単価が全然違います。6円とか5円とかそういった単価になりますので、それを平均いたしますと、今11円ぐらいかなと思っておりますが、その単価によってもこの売電収入というのは変わってまいりますし、それと先ほど言われました、もし少なくなった場合はどうなのかということで、それについては1kg当たり、この契約の中では5円をいただくということでペナルティーをかけるような仕組みになっております。

川村幸康委員

そうすると、売電単価にかかわらず、どっちにもかかわらず、3.6億円は入ってくる、そういうことでええの。

益川新ごみ処理施設整備課長

売電の収入は、それは売電量に単価を掛けますので、見込みですので、例えばごみ量が減ってきましたら、当然売電量というのも減りますので、そこで補正をかけますので、その補正をかけた値が提案よりも下回った場合についてはペナルティーを取るということですが、必ずしも3億6000万円というのは固定ということではございません。

(発言する者あり)

諸岡 覚委員長

逆に言うと、ごみの量さえきっちりこちらが担保していれば、その3.6億円も担保されるということになるんですね、逆説的に言えば。

益川新ごみ処理施設整備課長

委員長言われるとおり、ごみの量がふえれば基本的には売電量というのは上がってくるだろうということでございます。極端なことを言えば、コークスを燃やせば、単純には収支として、コスト的に有利かどうかはわかりませんが、売電量としてはふえます。だから、物を燃やせば、それは当然、ごみというのは燃料というふうに考えていただければ結構ですので、ごみの量がふえれば売電量というのは、もちろん操炉というか運転の計画の仕方によって変わってきますが、ごみの量がふえれば売電量というのは当然ふえます。売電量がふえれば当然その単価であれば売電収入もふえますということでございますので、3億6000万円が固定の収入額ということではございませんが、現在の想定では少なくとも3億6000万円ぐらいはいくのではないかなというふうに試算をいたしております。

川村幸康委員

20年ぐらいの契約なんやろうけど、売電ですっと取れるんかなという思いはあんのやに、買い取りの制度で。恐らく北海道の方の自然エネルギーのはみんなやめたやん、結果的に、どんといっとなんか。そうやってみると、どういふことも予見しておかなあかんの

かなという気もするんやろうけどな。だから、選定の契約の中にこの3.6億円というのが大きく影響しながら入ってるんやったら、どうなんやろうなと思って。だから、買い取りをしてもらえるかどうかというのも単価が変われば、やった方は損やというのが出てくるかもわからんな。それに対する契約は5円を掛けておるといのは、市にとってはええことやしらんけど、リスクやわな、向こうにとっては。その辺というのはどういう考え方なのかな。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回の固定価格買取制度といいますのは、20年間継続いたします。したがって、仮に来年、この17円ということが続いておれば、17円を20年間継続ということになります。ですから、途中で10年になるとかそういうことはございませんし、あとその非バイオ部分についてもそれは契約相手方によって、20年間固定であれば単価的に安くなる可能性もありますし、変動であれば、住宅の金融ローンと同じように変動・固定によってそういった金利が変わってくると同じような形で単価というのも変わってくるかもわかりませんが、とりあえず固定価格買取制度の中では、今契約すれば17円ということで、20年間それはもう間違いないと。今の制度の中で、途中で本当によっぽど制度変更がない限りは20年間は継続するというふうに思っております。

川村幸康委員

後の資料でいいので、この副生成物のどれくらい来るとい部分は、これは目算としてしたのかな。多分そんな溶融スラグが年間どれだけで金属がどれだけでと。飛灰は市がどれくらい委託費を考えて。埋立対象物はゼロになるわけやろう、埋立処分場はええということやろう、要らないということやろう、もう。

諸岡 覚委員長

その辺の資料は出せますか。

益川新ごみ処理施設整備課長

量につきましては15ページに副生成物の量が書いてございます。溶融スラグ、金属、飛灰、埋め立て、余剰電力ですね。そして17ページに飛灰の処理費が、大体2500tというこ

とでございますので、これが大体4万円から4万5000円ぐらいということで、大体年間1億円ぐらいかかるかなと思います。20年間で23億円ということでございます。

諸岡 覚委員長

だから、そのあたりをぱーっとして20年間でどれだけか書いてみて。資料はあらへんの。

川村幸康委員

ざっと20年分のということで。

益川新ごみ処理施設整備課長

20年分のということでしょうか。

川村幸康委員

だから、契約を結ぶに当たって、今回1回限り出すこの金額はわかっとなるので、それでええやさ。それにプラス、今度は20年間はずっと要るお金が出てくるわけやろう。こういうものの処理が、飛灰やったり、逆に言うと売却益も出るやろうけども、それは試算はしたやろう、どうせ。

益川新ごみ処理施設整備課長

はい、そうです。今、平均になっていますね。

川村幸康委員

平均になっとなるやろう。大体でええで、その収支を頂戴と。

益川新ごみ処理施設整備課長

20年間のですね。

川村幸康委員

そうそう。

諸岡 覚委員長

出せますか。

川村幸康委員

だから、この15ページの運営についてのところを少し、20年間でどうなるのかというのだけ見たいだけなんや。

諸岡 覚委員長

出せますか。

益川新ごみ処理施設整備課長

細かい委託費の内訳とかそういうことがなければ、細かい内訳でなければ出せるかと思えます。出せる範囲で出させていただきます。

川村幸康委員

細かいとか細くないとかいうことと違って、契約を結ぶに当たって今回の契約は最初の初期の投資やん。大体私らが危惧するのは、今回の投資によってこれから発生する運営、例えば20年間なり30年間の、そののところだけは少し行政の方から説明は聞いておきたいなど。そうすると、例えば海上アクセスにしろあれにしろ、そうなんだんや、予見ができるんや。例えば、最悪、コークスが3倍になった場合やとどないなるんやとか、運営について。2倍ならええやろうけどもとか。売電が、変な話やに、もう5円を切るようになるようなときはどうもやめた方がええんかとか、そうすると、今度は年間のコストの運営費というのは随分変わるで、そうやろう。だから、そこらだけはやはり契約に当たって、この契約によって発生する運営の収支だけ少しきちっと出して置いておく必要があるのかなと思うとるんや。

だから、県のガス化溶解でも失敗したのは、あのときに市は、ああ言うておるでええと思って行ったけど、結局、契約内容のすき間があって引きずられていったやつが変動費のところはちゃんと出していくということになったもので、高額な負担になったわけやで。だからここでもやっぱり委託費の仕組みの固定費、変動費なんかのところをある程度きちっとしておかんと、それこそ何か、いやこれは議員らに契約のときにもこうやって書いて

あったんやとって、ここの読みとり方と20年間の数字をな。あんたら、絶対悪いことし
とると思うとらへんで、ただそこはきちっと契約するときには事業者とも結んどかなあかん
ところというの。だから、ここに下に米印で建設に係る瑕疵担保期間とか書いてあるけれ
ども、壊れたときにもめるに決まるとるんやで、事故やったんか。どこか補償でもめて
へんか、伊賀市かどこか。この間、何か新聞載っとらへんだ。伊賀市かどこか、ごみの清
掃工場かなんかで、ミスやったんか、それともそれは事故やったんかみたいな、初めから
の欠陥やったんかミスやったかでもめとったやん。それも含めて、そこらだけは全部これ、
運営についてはきちっと出すべきやと思うな、俺は。

諸岡 覚委員長

要するに20年間分の運営におけるいろいろなさまざまな想定外の事象があるだろうけれ
ども、そういったシミュレーションはしているのかという、そういうことなんだろうと思
うんですけれども、例えば燃料の高騰であるとかごみの激減とか、まあ激減というのは喜
ばしいことなんだろうと思うけれども、そういったシミュレーションはある程度されてい
るのかということなんだろうと思いますが、部長、いかがですか。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事兼課長補佐

済みません、新ごみ処理施設整備課の駒田ですが、先ほどちょっと川村委員が言われた
とおり、20年間、当然私どもとしては数字はつかんでおります。ただ、細かい年間の維持
修繕費等、提案の中でございますけれども、それについて、企業情報の方がかなり入っ
ておって、当然、電量であるとか、その辺で資料提供という、ぱっとこの場につくって渡
すというわけにはちょっといかないの、その辺の出し方というんですかね。

川村幸康委員

後ろ向きな発言と違って、議会の立場として、こういう部分でこういう品物を買うてこ
うやってやりたいんですよと行政から提案されてくる中で、当然企業秘密というのはある
と思うんやけども、最低限、運営にかかる骨組みの中で、これぐらいの収支やとこれを買
うてもええやろうという話を私らでも納得いくけれども、いや、これ買うたけれども、こ
れとこれがネックあったら高うつくにという話、最悪のこと言うてへんわけや。でもそれ
はある程度私らとしたら前例があるわけやな、桜で。あれなんかでもそういう視点があっ

てもうちょっと確認して市も参加しておれば、あの費用負担というのは。ところが、あれの場合は県が大きく入れてきて、ごみ量も減った。挙げ句の果てに四日市もよそへ持っていったんや。それでやめたんやさ、あれな。ということは、ごみ量も減ったもので余計やったんやさな、あれ。あそこの経営がえらなったのはな。そうやっていうと、人口も減っていっておる中で、そういうことをある程度予見してやっておかんと、それこそまた高つくようなことになってはあじないでな。だから、わしらでもよう言われた、議会もそんなつくるときにチェックできやんだんかと言われたでな。そこまでは思わんだよと。ただ、聞こえよかったんわな、市民に説明するの、燃料代の高騰やという、しょうがないで、みんなもガソリン代上がったで言えたけどさ。今度はコークスやそういうものやろう。そうすると、その他のものやとそれぐらいはある程度予知して対応しておかんとあかんやろうとなると、契約結ぶときに、全部企業に持てと思ってへんのやさ、私らもな。でも、ある程度の範囲内の予見だけをきちっと20年間担保するなり、あとの10年間もそれに値打ちにしてくれる、だから私は言うとするだけやで。後ろ向いてへんと思うとするのやけどな。

益川新ごみ処理施設整備課長

事業者の方にも確認しながら、できるだけ情報を出させていただいて、資料をつくらせていただきたいと思います。

諸岡 覚委員長

一旦休憩に入りたいと思います。1時間、もう大分経過しておりますので。4時に再開いたします。

15 : 46 休憩

16 : 00 再開

諸岡 覚委員長

再開します。先ほどの質疑を続けますが、いままので、とりあえず他にご質問がある方がいらっしゃいましたら。

三平一良委員

この耐震はどのように。

益川新ごみ処理施設整備課長

用途係数を1.25という形で、要求水準書で、これについてはかなり、震度7やったか。

三平一良委員

震度7。

益川新ごみ処理施設整備課長

震度7があったときに崩壊しないという、かなり重要度の高い建物について要求水準書で要求しております。それ以上に、提案としてはそれよりも上で提案をいただいております。

三平一良委員

ああ、そうなの。

益川新ごみ処理施設整備課長

ちょっとその数値については申し上げることはできませんが、要求水準書以上の提案はいただいております。

三平一良委員

それはどうして言えやんの。

益川新ごみ処理施設整備課長

やはりその競争的地位のというか、次の例えば入札がこれはまだ全国でも今6カ所ぐらいあるんですね。そうすると、ここの企業がこういった提案をしたと。じゃあうちはそれよりも上乘せしましょうかとか、そういったことに結局、いろいろな情報を知りたいというのが企業さんのあれですので、これがオープンになってしまいますと、やはりそれは不利になるということでございます。それを全て包み隠さずということになりますと、前も

申し上げましたが、秘密会という形で資料を見ていただいて、回収をさせていただくという、そういった形になりますので、絶対お出しできないとかそういうことでは決してないんです。ですから、この審議の中でこれはどうしても必要であるということであれば、申しわけないんですが、傍聴の方にも退席いただいて、中で資料を見ていただくということになります。ですから、これは非常にやはり競争的地位の侵害に当たるということで、裁判でもこういった情報を開示することによって不利になるという判決が出ておりますので、なかなか私の口からこうやって言いますと、課長、そんなこと言うて訴えるぞという、まあそこまでは言われていませんけれども、そういったことになりかねない可能性があるということでございます。

三平一良委員

震度7以上というふうに理解をしておりますけれども、操業が停止になるのはどのぐらいの揺れが来たときになるわけ。

益川新ごみ処理施設整備課長

この施設というのは溶融をいたしております焼却施設で、火を扱いますので、どうしてもとめていくということがまず大前提、埋火といって火をとめていくという、それを自動的にとめていくのが250ガルということですので、大体震度5ぐらいで自動埋火していくという、そういった設計になっております。

三平一良委員

そうすると、例えば震度5で停止して、その状態で運転できないという場合があるわね、運転できませんと。そうすると、中のものを取り出さんならんわね。それはどういうふうな形でやるわけ。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回は溶融ですので、これは東北の地震のときもあつたんですが、ちょうどこの溶融を取り出すような作業をしておったようなんですが、やはりそれを取り出さないと固まってしまうので、そこら辺については必ずそれを何らかの形で取り出すと。その下に、水で急冷するような形になっていきますので、そこら辺までの作業は何とかしたいということ

で、これまでずっと31年間、長いやつで実績がありますけれども、そういった形で溶融炉の中の溶融物が固まったということはこれまでないということですので、何とかそこら辺は作業手順として取り出した中で安全にとめていくという、そういった形で操業するというふうに聞いております。

三平一良委員

そうすると、例えば地震による影響で取り出さないかんという場合、そういうのも委託費に入っておるわけ。

益川新ごみ処理施設整備課長

全て委託費になっております。この運営、修繕も含めて全て委託の中で運営をしていただくということになります。20年間です。

三平一良委員

それはそれとして、追加資料についてちょっとお伺いします。これは秋田の事故の、原因究明がなされた後に本格的な再発防止対策を実施するというふうになっておるのやけど、そうすると、まだ原因の究明がなされてないわけやわね。これで、同じ機種やと思うんやけども、再発防止対策が施されるとするね。そうすると、この提案から変わってくるということも考えられるわけやね。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回の秋田の事故につきましては、その整備を委託しておったわけなんです、整備、清掃事業ですね。ですから、それでの事故ということですので、プラントのシステム的に問題があったとか設備に不備があったということではございません。今現在調査中ということでございますので、その原因が明らかになった時点で、多分、作業手順、こういった形で作業して事故が起こらないようになるか、そういったことを抜本的に改善しながら運転するという事かなというふうに思っておりますが、今まだ現在調査中ということでございますので、この情報につきましては、新日鉄エンジニアリングから聞いた情報ということでございます。

三平一良委員

だから、原因究明がされておらんということやでね、その設備に不備があったということも考えられるわけやんか。そうすると、そういうことはないと言い切れるわけ。

益川新ごみ処理施設整備課長

済みません、ちょっと説明が不足しておりました。確かに点検する際の設備に不備があれば、それも当然含めて、秋田の事故を踏まえた形で、これから設計協議してまいりますので、当然ながら、これまでの事故の対策を含めて反映するような形で設計協議をしていきたいというふうに考えております。

三平一良委員

それから、コークスを使用することで二酸化炭素が心配されるわけですが、ここに削減を図るとかいろいろ書いてもらったんやけど、何に比べてどのくらい減るのかというところを示してもらわんと、削減ではわからんわな。

諸岡 覚委員長

関連して一緒にお聞きしますが、国がCO₂削減をやめたということがきのう報道されていましたがけれども、それも含めてお答えください。

三平一良委員

それから重ねて……。

諸岡 覚委員長

鳩山総理が言った25%の目標をもう撤回ということで。

益川新ごみ処理施設整備課長

三平委員さん言われましたように、これをやってどういうふうに削減されたかということなんですけれども、数字的に今ちょっと私の方ではつかんでおりませんが、例えば可燃ダストの吹き込みということで、ごみの1t当たりこれまでこれだけかかっていたやつを5割抑えたとか、そういったデータはあるかとは思いますが、ちょっと今、詳細

については持ち合わせておりません。

三平一良委員

例えば、その今稼働している施設と比べて、新しくすることでどのくらい減るのやとか、そういう、まあ後でいいで、資料があれば。

諸岡 覚委員長

資料提供できますか。

益川新ごみ処理施設整備課長

はい、他市のどれくらいあるのか、具体的に数値が出てくるのかどうかはちょっと聞いてみないとわかりませんが、私ども聞いておりますのは、当然こういったプラントというのは、経験工学的に改善されていきますので、一番最新のコークスの使用量ということで、今までの提案の中でも他市に比べてはかなり少ない量であるということは聞いております。資料につきましては、一度確認して提出できるような状態で考えていきたいと思っております。

諸岡 覚委員長

三平委員に確認しますが、その資料は議決に必要な資料か、それとも後日でいいのか。

三平一良委員

いや別に。

諸岡 覚委員長

後日でよろしいですか。はい、結構です。では後日きちっとそろえていただきますよう要望しておきます。

申しおくれましたけれども、本日はおよそ5時ころをめどとさせていただきたいと思っておりますので、円滑な審議にご協力いただきますようお願い申し上げます。

先ほどの川村委員からのご質問が残っておりますが、ちょっと間ができましたので、一旦休憩させていただいて、竹野委員、どうぞ。

竹野兼主委員

済みません、4ページのところで、地域経済への貢献という部分で市内での人員雇用とかというのがあるわけですが、S P Cの部分のところと、今の現職員の部分も含めて、その効果とかというのはどんなふうな効果があるのか、教えていただけますか。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事兼課長補佐

新ごみ処理施設整備課の駒田です。

今回、S P Cというか、新日鉄エンジニアリングの提案で、市内で雇用ということで提案がなされておりまして、こちらは当然S P C、あと、日鉄環境プラントソリューションズというところも主に点検業務に携わるわけですが、こちらについて現在提案の方で市内の在住の方の雇用ということで、将来的にはそちらで四日市の方で100%の雇用をとということで提案をなされております。

竹野兼主委員

人間的にそんなにむちゃむちゃ多くはないけれど、間違いなく、例えば東芝なんかで今よく言われるのが、企業を誘致したら市内の雇用が非常によくよると言われているんですけど、加藤副委員長、結構いろいろなところの部分で本当に実際によくなったみたいなこととか、小林議員が、東芝の社員だったと思ったら派遣でというふうな形で、本当にそういう地域貢献になっとるのかなというふうな意見が結構あったりするので、本当にそういう地域貢献になるのかなというのが確認されているのかなと思ったので、そのところだけ。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事兼課長補佐

私ども、いろいろな他市のこういうような業務委託、D B Oの視察等、あと聞き取り等をさせていただいた中では、確実に市内の方に募集をかけて求人をしていただいた中で雇っていただいているということになっております。

諸岡 覚委員長

よろしいか。

竹野兼主委員

はい。

伊藤嗣也委員

簡単で結構ですけど、排ガスボイラーの出口温度と、その有効活用は考えられていますか。

木塚新ごみ処理施設整備課主幹

新ごみ処理施設整備課の木塚でございます。

排ガスボイラーの出口ということなんですけれども、ボイラーの中で発電を行うための一番熱をとる部分、過熱器というものがございます。その部分の入り口温度ということで申し上げますと、大体私どもが発注しておる条件で400、それで圧力がメガパスカルという単位を使うのですけれども、4メガパスカル、こういった条件で、大体この程度の温度域でつくってくださいという要求水準を出しております、実際、出てきた提案については、もう少し高いというか、余り詳細な数字まではあれですけれども、大体それぐらいの高温・高圧と呼ばれるボイラーで設計されておるということでございます。

伊藤嗣也委員

それ、すごくええエネルギーですけど、有効活用は。

木塚新ごみ処理施設整備課主幹

ボイラーでとられたというよりも、ごみを燃やすことによって得られるエネルギーというのがございます。そのうちの大体20%を電気に回すということございまして、残念ながら、その80%はまだ技術的に活用できないということなんですけれども、その20%でも先ほど資料で申し上げたような3300万kwhというような余剰電力を生み出すということで、全国的に見ても大変高温・高圧で高効率な発電を行っておるということでございます。

伊藤嗣也委員

ちなみに民間ですと、このお湯を使って熱交換したり、全部無駄なく使っておりますの

で、一度ご検討をまたしてください。よろしくお願いいたします。

以上です。

伊藤修一委員

済みません、確認だけ、資料の2ページと3ページの総合評価のところだけちょっと確認したいんですけど、入札で、一応三菱の方は入札価格は満点の40点で、ところが事業提案は最低というようなことが書いてあるんですけど、この最低になったのは何でかなと思って、ちょっと3ページの資料を見ておると、委員の中で、例えば安心の施設運営という項目を横に見ていくと、Cの委員さんはゼロ点という、いわゆるゼロ点ということは評価がないということ。ということは、この提案自体が間違えた提案をしとったかという。もう一つ下へ下がってくると、このC委員は、リスク管理もゼロ点という。すると、そのリスク管理の提案も間違えた提案をしておる、だからゼロ点で評価が出てないということ。もう一つは、A委員も零点という、この三菱さんに対しては零点がこうやって出てくるのは、何かそういうふうな提案の理由が間違えたことを書いておるから評価がされないのか、それともゼロ点というのはどういうふうに取り扱った方がいいのか、評価をしていないのか、そこは実際に評価委員がおるで、評価委員の方にちょっと一回聞いておきたいなと思うんですけど。

諸岡 覚委員長

零点というのはあり得ない数字じゃないかという評価ですが、いかがでしょうか。

秋葉環境部理事

この評価でございますが、Eは要求水準書どおりと。あと、A、B、Cという形で要求水準書よりすぐれているという形での表現になっています。ですから、伊藤修一委員おっしゃるような間違っているというんじゃないで、要求水準書の枠どおりの提案しかされていないと。プラスアルファのような形がないということでございます。

諸岡 覚委員長

それは標準がゼロ点ベースであとはプラス評価という、そういう意味なんですか。

中尾環境部理事

はい。標準がE、要求水準書どおりがEでありまして、それよりも上回っているという形で採点をさせていただいております。

諸岡 党委員長

Eとかいうのはどういう意味ですか。Eって何のことですか。

中尾環境部理事

ごめんなさい、ゼロ点です。ゼロ点がEなんですけれども。済みません。

伊藤修一委員

要は確認だけですから、いわゆる加点方式で、そのベースを足し算していったところが評価点というふうな説明でよろしいね。はい、確認します。

諸岡 党委員長

はい、結構です。それでは、お待たせをいたしました。休憩前の続きでいきたいと思えます。

川村幸康委員

この買い物というか、わかりやすい言い方で、この新総合ごみ処理施設の契約を結ぶに当たって、例えばざっと言うと300億円やなと私、思うたわけや。売電で売って200億円ぐらいかなと。20年間で、20で割ると年間に大体10億円の買い物をしたと。毎年10億円ずつ減価償却していった20年で、あともう10年もてばそれは10億円もうけやという考え方をするもので、そうすると、南部埋立処分場の経費が毎年五、六億円いっていったのからいくと、そこの負担がゼロになると、大体5億円で済むのかなと思うとるんやさ、腹づもりは。あと、収集体制、あれでいくと、全体事業計画としてごみの仕事をするのに四日市市がどれぐらい要るのかと。あとそこでポイントとなってくるのは、この買い物の装置によって影響が及ぶ年間の運営経費だけがある程度算出されれば、わかるのかなと思うたんや。そういうものがわからんと、なかなかこれがすぐれておるとかこれでええやないかという話にはならんと思うとるの。大体どこでもそれはされるはずなんやけど、単年度で、その

とき買うたとき、そのときそのときで勝負するもので、桜の事案やら海上アクセスの事案は起こってきたと考えると、企業情報が欲しいとは思わへんけど、最低限の全体計画がわかると、四日市のごみ処理の単純なコストぐらいはある程度知りたいなと思うとのさ。旧の清掃工場にもこれぐらいええなということやろう。旧の清掃工場の場合、もし例えば今あれせんとしても、コストもかかって、なおかつ埋立処分場の部分だけは五、六億いったわけやけど、今回要らんわけやろう。そういう見方をできるものが欲しいということやでさ。

木塚新ごみ処理施設整備課主幹

今、川村委員が休憩前におっしゃったような趣旨を、今、事業者の方に伝えまして、どの程度まで出せるのかということも今確認してまいりまして、どうしてもやっぱり委託費の中で、どの年度にどういった内容の修繕をするというのが、どうしてもそれはノウハウになってしまいますので、そういうことではなくて、おっしゃったような趣旨で、その年度年度で委託費のトータルとしてどれだけかかるか、あるいは飛灰の処理にその年度別でどれだけかかるか、スラグがどれぐらい発生して、そういうことは出しても構わないというような了承をいただきましたので、それに沿って出せる限りの情報を出して資料をお出しさせていただきたいと思います。

諸岡 覚委員長

川村委員にお尋ねしますが、その資料は今議決に必要なものか、それとも後日でいいのかというところはいかがですか。

川村幸康委員

20年間影響されるやつを判断するのに、さっきの議論だと、企業情報やで出せやんという見方もあるけども、判例がそうになっているというけど、ある程度は競争も必要やし、車でもある程度、トヨタの何々はどれだけの性能でどれだけでこれだけなんですよというので買うわけやろう。最低限それは出してもええんと違う。そんなのまで出さんとなると、逆に選定委員も含めて四日市市役所は何をもって判断したかというのがわからんと思うてさ。

諸岡 覚委員長

お尋ねします。その資料の作成は、すぐにできるものか、それとも時間がかかるものですか。

(「きょうじゅうに」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

きょうじゅうにも、別に夜中までやるわけではないので。

(「30分」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

30分かかりますか。微妙なところだ。ちょっと待って。

川村幸康委員

私が言うておるのは、轍を踏まんために言うておるだけやで、桜でも海上アクセスでもこのことをきちっと議会がチェックしておけばあんなことなかったなと、私は反省のあれに立って言うておるだけの話やでな。後ろ向いとる発言と違うと思うとるで。

私の考え方、大体合うとるか言うて、300億円かかって売電で大体70億円ペイして、年間10億円ぐらいのコストで南部埋立処分場の5億円ぐらいが減ると、年間5億円の新工場のあれなんかなと思うとるのや。だから、ざっとやに。そこへプラス5億円プラス新工場を足すことによって、あとこの15ページの運営費のコストの分がかかるぐらいで大体腹づもりしておけばええのかなと思うんやけどもな。

中尾環境部理事

委員会資料の17ページをごらんいただきますと、この真ん中の(2)のごみ処理経費と書いてあります、これは建設費も運営費も合計しまして、補助金とか売電収入を除いたものが、この(2)のごみ処理経費、一番下の の217億円です。20年で割り戻しますと、おっしゃってみえるような10億8000万円、約11億円かかるということでございまして、ちょっと欄外にあるんですけれども、あとさらにこれにごみ処理手数料、1t当たり1万60

00円取っていますので、約5億円、4億7100万円、それから朝日町、川越町から入るので、約5億円ぐらいの持ち出しになります。埋立処分場は、今延命化で年間1億数千万円使っていますので、その分が減って……3億数千万円やな……ちょっと済みません、処分場の最終的なやつははじいていないんですけれども、今の延命化でも1億数千万円ですので、さらに減って3億数千万円の経費になるのかなというふうに考えています。またさらに一番下に参考比較ということで、現状、平成23年度実績で年間のごみ処理経費は約16億円かかってございますが、これをトンで割り戻しますと、2万300円ほど、それで新施設稼働後は、この破碎処理施設を入れても年間10億8800万円で、トン当たりは1万2500円と、かなり経費的には下がるだろうというふうに考えています。

川村幸康委員

それはもう見とったでわかっとなるのやわ。その中で唯一すき間が出るとしたら、この運営費の細かい委託費や変動費、固定費あるやろう。そのあれを一遍出せさと言ってるの、私は。そうするとわかるのやさ。前でも、ガス化溶融のときでも失敗したのは、最終的にこれ聞いておったけれども、燃料費だけはあのときに上がった分だけずつ上げていくというようなことになっとなったもんであなっとなったやな、結果的に。だから先に言うには、売電は発電が上がらんでも事業者負担かけとるので取りますよとなるけれども、事業者も生きていくためやったらどっかで取らなならんやん。結局無理をさせたらな。それが結局何かにはね返るはずかなと思うもんで、それが20年間の契約を結ぶに当たって予見しておくことは必要やろう。だから、前でも損ないよというのでガス化溶融もしたはずなんやさ、桜のやつな。でも、結果的に燃料費の変動しかなかったで、燃料費でぐーっと上がっていったんやさ。けど、あれは実際に細かく見たら、燃料費の責任にただけで、もっと別のものがようけあるはずなんやさ。そうやろう。だから、一時はもう全然違っとなったわけやで、そこはやっぱりこの大きな買い物をするに当たっては、提案してこれを買いたいという方の部が、そこはきちっと説明をし切れやんとな。だから、ここに書いてあるやさ、施設にかかる瑕疵担保とか10年とか建設にかかる瑕疵担保の3年、そこらも含めて、ある程度あんたらが私らにはすらすらとそこはもう説明できやんと、何かあったときに事業者のせいにしてもしようがないでな。そこだけを逆に言うと皆さんが私らにちゃんと説明し切れやんとあかんのかなと私は思うもんで、最低限の議決する責任としたらな。

諸岡 党委員長

その資料は、どうですか、めどとしては5時までには無理そうですね、今のお話では。

須藤次長兼生活環境課長

はい、今、川村委員おっしゃったこと、ここで書いてございますのがその標準的な部分で書いてございまして、やはりそのリスクということ想定して、もう少しコストが上がるといような幅を設定しようかとすると、もうちょっと時間をいただかないと作業できないということでございます。

諸岡 党委員長

では、火曜日に提出いただきます。よろしいですか。

川村幸康委員

すんません、そうすると、結局年間処理のトン当たりの原価が、ここがポイントなんやさ、幾らあるのやということやさ。最初はガス化溶融もこれくらいあったやさ、それが4万円も5万円もなんて入れなきゃさ、燃料費によって。だから、このところだけは私としてはきちっと押さえておきたいなと。減価償却が終わらんうちに廃止と、あじない話やさ。すんませんと謝りゃ済む話とも違うでな、ここは。だから、やっぱりその見極めだけはきちっと。だから、この1万2500円がコークスこれだけ上がると2万5000円ぐらいまでは辛抱しようとなるんかな。でもやっぱり我慢できんやったらこの2万円までよと、今の旧施設の変動値がな。そこらだけはある程度見えやんと、あんたらも契約できやんの違う。

諸岡 党委員長

その話につきましては、いずれにせよ、もうちょっと資料がきょうは間に合わないということですので、この部分に関しては一旦留保させていただきたいと思います。それ以外の部分についてのご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(なし)

諸岡 党委員長

よろしいですか。なければ、議案第84号 契約の締結についてにつきましては、本日は一旦留保させていただき、引き続き火曜日に資料提供を受けた後、再開をしたいと思いません。

もう少しだけ5時まで時間がありますので、議案第90号だけ進めさせてください。

議案第90号家庭系一般廃棄物の処分に関する事務の受託に関する協議についてを議題といたします。

議案第90号 家庭系一般廃棄物の処分に関する事務の受託に関する協議について

諸岡 党委員長

説明は以前受けておりますが、補足の説明、追加説明がございましたら、ご説明お願いいたします。

須藤次長兼生活環境課長

簡単に、委員会資料の方、25ページから補足の説明を加えてございます。前回、議案書の方は55ページの方で家庭系一般廃棄物の処分に関する事務の受託についての協議ということで説明させていただきました。平たく言えば、朝日町、川越町のごみにつきまして、新総合ごみ処理施設が完成後は地方自治法に基づいて事務の委託をしていくということで考えてございます。そのことにつきまして、資料の25ページでは……、今の資料の続きでございます、失礼しました。25ページでございます。朝日町、川越町のごみを受託していくことにつきましては、昨年度、平成23年8月26日に締結いたしました基本協定書に基づきましてごみを受け入れしていくということにしております。その図のとおりでございます。この基本協定書では、今申しました建設事業につきましては、毎年協定を定めて、その建設費について朝日町、川越町に一定の負担を求めていくということでございますが、28年度以降の実際分ごみの受け入れということにつきましては、地方自治法に基づいて事務の委託ということで進めてまいるということでございます。

その辺の理由について資料の方で書かせていただいております。

26ページの方は、その昨年、平成23年8月に締結した基本協定書でございます。この中

で負担割合につきましても95%の処理料割、それから5%の均等割ということでおのこの負担していこうということでございまして、平成28年度からの実際の受け入れにつきましても、この割合で経費の負担を求めていくということでございます。今回、このようなことで事務の委託の協議をお諮りするということでございます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。ご質疑ございます方は挙手の上ご発言ください。

川村幸康委員

これって、前に説明してもらったやつから変わってないってことでええんやろ。全協で説明してもらったから。

須藤次長兼生活環境課長

はい、変わってございません。

川村幸康委員

それと、基本協定を結びましたやんか。実際にその建設が進んでいってごみの受け入れが始まってからでも何か変化があるの、これに。何も無いんやろ。例えばごみ量がふえた減ったとか、そういうようなものは何かあるのかなと思うて。

須藤次長兼生活環境課長

負担割合はおのこの自治体の処理量割合が、95%それで決めると。残りの5%については均等割で負担を求めるということですので、その考え方も従来から変わってございません。したがって、今後平成28年度からおのこのごみの処理量に基づいておおむね負担が決まってくるということでございます。

川村幸康委員

そうすると、この(12)のところというのは、どういうことを意味しとるのかなと思って。

共同事業に要する経費の負担額は交付金やろう。売電収入によっても変わってくるというの、これは。資源売却収入を除いたというんやで、関係なしか。関係なしっていうこと、これ。どういう。

須藤次長兼生活環境課長

要は、そういう収入部分というものは除いた上で、実際、市町が負担せないかん金額、それをこういう割合で分担しようということでございますので、実質の負担部分、例えば現在も朝明の処理場の負担もこのような割合でやっておるわけですが、実際かかって必要となる部分についてこのような割合で負担をしましょうということでございます。

川村幸康委員

わかりました。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。他にございますか。

三平一良委員

そうすると、今も受け入れてますわね。そうすると、平成28年からの方法とちょっと変わるわけ。

須藤次長兼生活環境課長

現在は毎年、いわば民民の契約と申しますか、自治体間同士の毎年の契約で受け入れをしておりまして、その料金につきましてはトン当たり3万1500円という固定の経費、これは原価計算していっておるものよか少し高いんですけども、そのようなもので負担してもらってます。と申しますのも、清掃工場の建設費につきましては、現状の工場は各市町に負担していただいていませんものですから、そういうものも考慮すると、実際、民間の事業系のごみ処理料が1万6500円ですが、それよか高い建設費も含めて負担いただくという形でそういう設定をしております。ただ、28年からは建設費にも2町の負担をいただくということですので、毎年の必要経費をこういう形でご負担していただくこととさせていただきます。

三平一良委員

わかりました。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。他にございますか。

川村幸康委員

今の三平さんの話やと、そうすると、今は四日市市に対して川越町、朝日町というのが個別に来ておるわけやんか。今度、一緒になってやっていきましょうという協定でもないんやろう、それは。例えばもう1個入りたいと、例えば菰野町が入れてくれといったときにも、四日市市の権限で入れられるの。朝日町、川越町の権限も入りながら、どういう受け入れになるの。

須藤次長兼生活環境課長

このような共同事務のやり方は一部事務組合とかそういうことがございます。そういうものはそういう一つの団体をつくっておりますので、例えば菰野町が入りたいと言えば、また1市3町で取り決めるという話になりますが、今回は事務の委託ということで1対1の関係でございます。ですから、菰野町が入りたいとなれば、また本市と菰野町で委託の……。

諸岡 覚委員長

四日市市の単独権限でということによろしいんですね。

須藤次長兼生活環境課長

ということでございます。

川村幸康委員

すると、朝明の広域みたいな形にはなっていない、それ。

須藤次長兼生活環境課長

そういう形ではございません。

諸岡 党委員長

よろしいですか。他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 党委員長

質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論を省略いたします。

採決に移ります。

議案第90号 家庭系一般廃棄物の処分に関する事務の受託に関する協議について、本件を可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認め、よって、本件は可決と決しました。

[以上の経過により、議案第90号 家庭系一般廃棄物の処分に関する事務の受託に関する協議について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 党委員長

これをもって本日の審議は終了いたしますが、火曜日のことについて若干、意思の共有ということでご説明させていただきます。

火曜日につきましては、まず朝冒頭から、先ほどの川村委員からご指摘を受けた部分に関する質疑から入ってまいります。資料の提供の準備をお願いいたします。それは時間を拘束するものではございませんが、それが終了した後は、公害に関する資料館についての附帯決裁解除の要請が出ておりますので、それについて協議をいたしますが、本日12時30分より予算委員会の理事会が開催をされまして、そこで確認されております事項について

改めて説明申し上げますと、附帯決裁解除につきましては、まず分科会で説明を行った後、協議を行うと。ただし、分科会で附帯決裁の解除をするかどうかの議決、採決、意思確認は行わず、あくまでも説明を聞きおくのみと。そして、その説明を聞いた上での協議が仮に継続中であっても、全体会でそれはまた改めて場を移して諮られていくということが確認されておりますので、そういう意味合いからも、当日のこの資料館に関しての分科会での取り扱いに関しては、1時間程度をめぐり、ある程度質疑をさせていただいたところで打ち切りたい、残りは全体会に場が移されていくということがもう確定しておりますので、そのように取り計らわせていただく予定であります。

そして協議会に切りかえまして、株式会社四日市市生活環境公社の資産運用についてというのがございます。これはまた後日説明があろうかと思えますけれども、簡単に言えば、資産運用のところでちょっと失敗をしてしまって赤字が出てしまっている、そういうような説明でございますが、これは議案ではなく採決をとるものではございません。説明を聞き、質疑を行っていくが、質疑を行うのみであり、採決を行うものではないということだけご説明をさせていただきますので、こちらについても上限は決めませんが、ある程度の時間が来たところで打ち切らせていただくということで腹づもりをお願いしております。

以上の説明で何かご質問ございますか。

川村幸康委員

もう理事者はおらんくてもええけど、今の、小川さんから聞いた説明とちょっと違うたもので、附帯決裁の解除の方法は。

諸岡 覚委員長

ちょっともう理事者は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。資料の方、よろしく申し上げます。

川村幸康委員

附帯決裁の解除をこの委員会でも決はとらないと。

諸岡 覚委員長

はい。

川村幸康委員
議論はすると。

諸岡 党委員長
はい。

川村幸康委員
全体会で議論するのは、理事者以外が議論するだけでいいということでしょう。

諸岡 党委員長
あ、そういうことです。ごめんなさい、私が言いそびれました。

川村幸康委員
そのときうちの会派で議論になったのは、そうすると、理事者が説明するけども、議論が白熱して委員会をしとるときに、理事者が全体会では、ようそれで上げるような状況でという判断はできやんわなとなったんだ。

諸岡 党委員長
そうですね。

川村幸康委員
だからその辺、一言だけで、今の委員長の発言やと、いや、もうここでしなくて全体会で議論することになったとるんでというんやけど、全体会でいくプロセスが少し不明確やなと、理事者側が提案するわけやで、委員長がするわけじゃないでしょう。

諸岡 党委員長
はい、そうです。

川村幸康委員

予算委員長がするわけでもなくて、あくまでも理事者側が全体会でやってほしいと言うてくるかどうかになるわけだけれども、そうすると、ここの分科会の議論でそれに至ってなかったときに理事者は上へ上げれやんということになるということの話をしとったもんで、そういうことでよろしいですか。

諸岡 覚委員長

私の口から言うとあれなので、ちょうど予算委員長いらっしゃいますので、予算委員長からお答えいただければ。

伊藤修一委員

だから、意思確認はしないということで。

川村幸康委員

分科会の。

伊藤修一委員

うん、ここで、分科会では意思確認はしない。というのは、附帯決裁をつけたのは全体会だから、全体場で一度この理事者からの申し出というふうなことで、一からもう一回説明をしてもらうて、全員にもう一回聞いてもらうことから始まるわけ……。

川村幸康委員

やけど、ここでの説明やないとあかんわけやろう。

伊藤修一委員

そう、それはこっちへ持ってくる時に全体会は分科会重視だから分科会でやりましたが、終わりましたかとか、そういうふうな順番としては分科会重視ですと。

川村幸康委員

すると、具体的に言うと、理事者がそれでここで白熱したら、全体会へよう持っていか

んわな。

(発言する者あり)

伊藤修一委員

それはだから、それも俺らの用事ですので、理事者の用事やないで、俺らやっぱりやることはやって肅々と分科会で協議をやれば、それだけやと。

諸岡 覚委員長

ということでよろしいでしょうか。

川村幸康委員

はい、わかりました。

諸岡 覚委員長

では、本日はお疲れさまでした。火曜日10時からよろしくお願いします。

16 : 42 閉議